

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成28年11月

≡ CAREER INDEX

株式会社キャリアインデックス

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式656,523千円（見込額）の募集及び株式1,875,780千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式397,224千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成28年11月9日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。
したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。
なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。
2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社キャリアインデックス

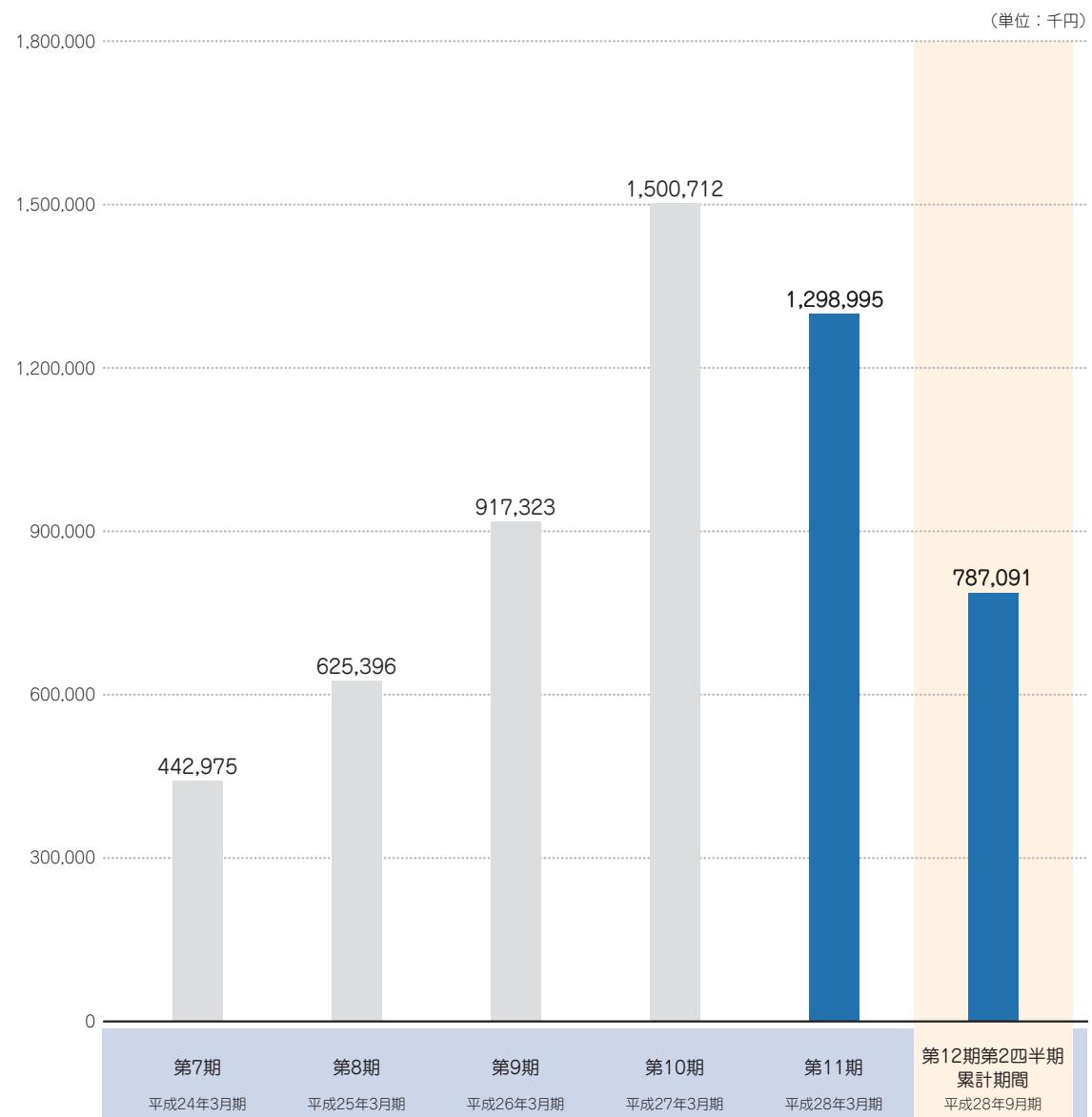
東京都目黒区下目黒一丁目8番1号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

◀①▶事業の概況

当社は、ユーザー（当社サイトにアクセス頂いた利用者）の情報をパートナー（販売先）各社に移送することによる集客代行事業を営んでおります。現時点において、当社が運営するウェブサイトは人材関連サイト（転職情報サイト、派遣・アルバイト情報サイト）ならびにスクール情報サイトであります。

◆ 売上高推移



(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

◀②▶事業の内容

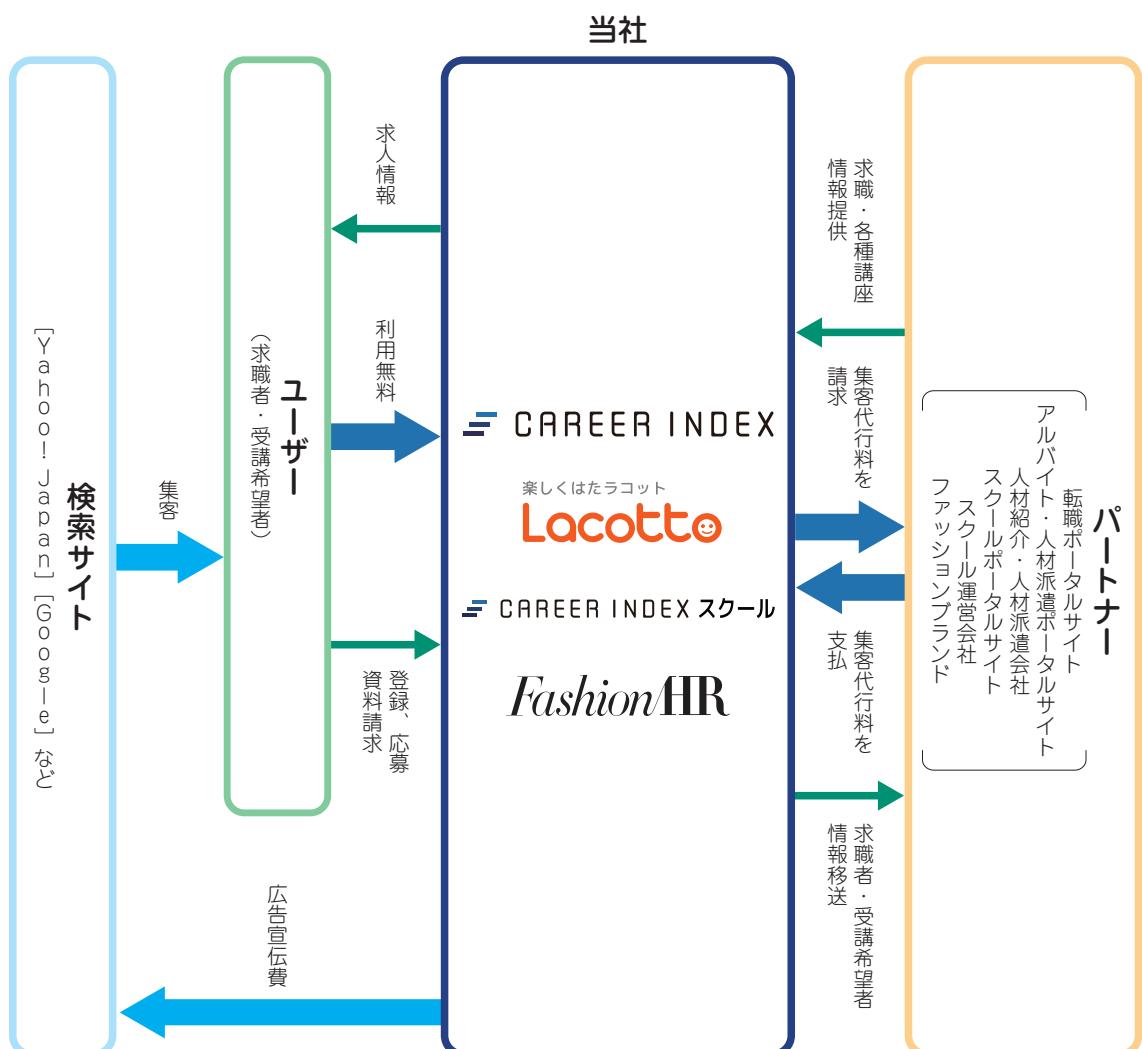
当社では、自社の事業モデルを「ポータルオブポータルズ」モデルと呼んでおります。

当社の事業モデルの特徴は、当社ウェブサイト上に複数のパートナーが保有する情報が掲載されていることから、その情報量の豊富さにあります。また、複数のパートナーの情報へ一括登録・応募・資料請求ができる利便性の高さも当社ウェブサイトの特徴のひとつとなっております。単に複数のサイト情報を一箇所に集約しただけの通常の「まとめサイト」は、各サイトへのリンク集であり、検索は一箇所でできても、実際に登録や応募等の行為の際にはリンク元に遷移して、それぞれのリンク元において個別の応募や登録を要します。一方、当社ウェブサイトでは、全パートナーに情報を移送するための共通テンプレートを作成し、パートナーのウェブサイトと当社ウェブサイトをシステム連携することにより、ユーザーは必要な情報を一括検索できるだけではなく、パートナーに対し登録・応募・資料請求等を一括して行うことができます。

多くの情報と出会えるだけではなく、効率よく転職活動等ができるようにしたのがこの「ポータルオブポータルズ」モデルです。

[事業系統図]

当社の事業の系統図は、次のとおりあります。



当社の事業の主な特徴は、以下のとおりであります。

当社のパートナーは求人ポータルサイト運営会社や人材紹介会社・人材派遣会社等であり、当社はパートナーの集客を代行する関係にあります。

当社の主な集客手法は、インターネット上でのプロモーション活動により行われております。インターネット上での検索エンジン連動型の広告を中心にユーザーの獲得を行い、当社ウェブサイトへ誘導いたします。当社ウェブサイトへ誘導したユーザーが、当社ウェブサイト上でパートナーへ登録・求人情報へ応募・スクールへ資料請求等を行い、それらのユーザー情報をパートナー各社に移送することで、その移送数に応じた成果報酬型の集客代行料金を受領しております。

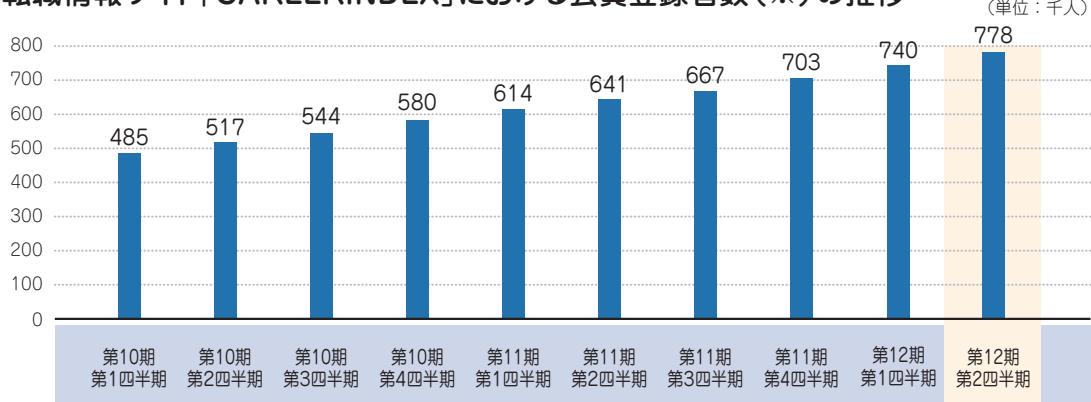
インターネットを活用した集客手段は多様化しておりますが、当社ではパートナーから固定料金を受領するのではなく、成果報酬型サービスとなっているため、パートナーにとっては、送客されたユーザー数に応じた料金のみを支払えばよい料金体系となっており、固定料金型の広告等よりも費用対効果が明確な形でユーザーを集客することが可能となっております。

当社ウェブサイトでは、各パートナーが必要とする情報をユーザーが網羅的に入力できる共通テンプレートを導入しているため、ユーザーは当社ウェブサイトを利用するだけで、ユーザーが希望する複数のパートナーに一括して登録・応募・資料請求等をすることが可能となっております。この仕組みにより、リンク集では取得できない履歴書や職務経歴書等のユーザー情報が当社のデータベースに蓄積されます。蓄積された情報は当社の財産となることで、データ解析に基づいたウェブサイトの最適化やスカウトサービス等のデータを活用した収益モデルの構築が可能となっております。

また、当社独自のサービスとして、厚生労働省が運営するハローワークインターネットサービスの求人情報を当社ウェブサイトへ掲載し、ユーザーが当社ウェブサイト上で応募書類（履歴書及び職務経歴書）を作成し、ハローワークの求人に当社ウェブサイト上で応募すると、当社が直接ハローワークに求人情報を提供した企業へ応募書類を郵送する「キャリアポスト」サービスを運営しております。「キャリアポスト」は、ユーザーもハローワークへ求人を出している企業も無料で利用できます。

通常、ハローワークの求人への応募は、ハローワークに赴くか、自身で履歴書・職務経歴書等を郵送する方法にて行われますが、当社ウェブサイトにハローワーク求人情報を無料で掲載し、当社サイト上で検索・応募ができるサービスを提供することで、ハローワークインターネットサービスの認知度及び利便性の向上、また転職機会の増加による雇用を促進し、社会に貢献することを目的としております。

◆ 転職情報サイト「CAREERINDEX」における会員登録者数(※)の推移



※ 会員登録者数

当該期間において転職情報サイト「CAREERINDEX」に会員登録をしているユーザーの数（各四半期末時点での会員登録者数を記載。千人未満は切捨て。）



① 転職情報サイト
「CAREERINDEX」
(運営開始 平成18年1月)

当社パートナーが運営する転職ポータルサイトの求人情報及びハローワークの求人情報を当社ウェブサイトに集約することで、ユーザーに求人情報を提供しております。

ユーザーは、当社ウェブサイトを利用することにより、複数の転職ポータルサイトや人材紹介会社に一括登録・応募ができます。また、当社は、ユーザーが応募したハローワークの求人企業に、ユーザーの応募情報を無償でお届けするサービス「キャリアアポスト」を提供しております。



② 派遣・アルバイト情報サイト
「Lacotto」
(運営開始 平成19年10月)

当社パートナーが運営する派遣・アルバイトポータルサイトの求人情報を当社ウェブサイトに集約し、ユーザーに求人情報を提供しております。

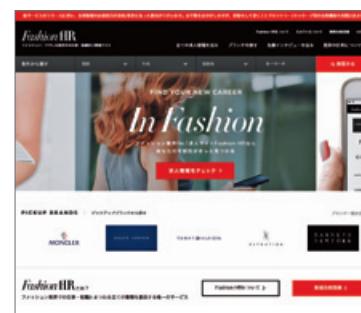
ユーザーは、当社ウェブサイトを利用することにより、複数の派遣・アルバイト情報に一括応募ができる仕組みとなっております。



③ スクール情報サイト
「CAREERINDEXスクール」
(運営開始 平成19年7月)

当社のパートナーであるスクールポータルサイト及びスクール（専門学校、資格教育、通信教育等）運営会社の各種講座情報を当社ウェブサイトに集約し、ユーザーに各種講座情報を提供しております。

ユーザーは、当社ウェブサイトを利用することにより、複数のスクール情報に一括資料請求ができる仕組みとなっております。



④ ファッション業界転職情報サイト
「FashionHR」
(運営開始 平成28年6月)

当社のパートナーであるファッションブランド及び人材紹介会社の求人情報を集約し、ユーザーにファッション業界に特化した求人情報を提供しています。

ユーザーは、当社ウェブサイトを利用することにより、業界に特化した転職活動が効率的にできる仕組みとなっております。

◀③▶業績等の推移

◆ 提出会社の経営指標等

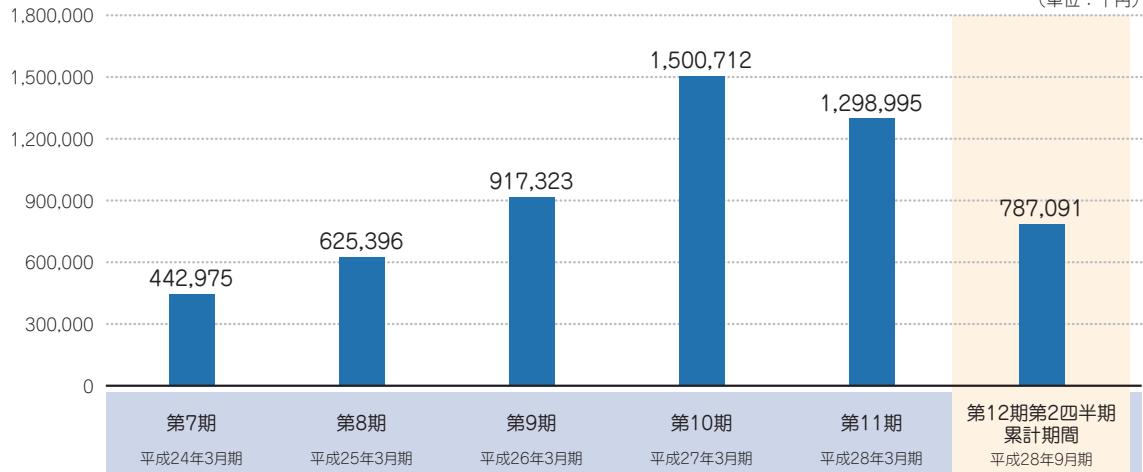
(単位:千円)

回 次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期 第2四半期
決 算 年 月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成28年9月
売上高	442,975	625,396	917,323	1,500,712	1,298,995	787,091
経常利益	126,926	200,968	303,705	410,629	233,185	177,426
当期(四半期)純利益	122,813	127,159	184,193	258,595	151,329	113,314
持分法を適用した場合の投資利益	—	—	—	—	—	—
資本金	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000
発行済株式総数 (株)	1,600,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000
純資産額	197,502	324,661	468,535	680,091	831,420	944,734
総資産額	253,825	482,742	672,969	981,789	1,018,581	1,236,954
1株当たり純資産額 (円)	123.44	202.91	292.83	425.06	519.64	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (-)	30 (-)	35 (-)	— (-)	— (-)	— (-)
1株当たり当期(四半期) 純利益金額 (円)	76.76	79.47	115.12	161.62	94.58	70.82
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	77.81	67.25	69.62	69.27	81.63	76.38
自己資本利益率 (%)	90.24	48.70	46.44	45.03	20.02	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	37.8	30.4	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	288,588	142,162	161,141
投資活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	△2,374	△1,579	△133,100
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—	—	△47,040	—	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	—	—	—	669,833	810,416	838,457
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	18 (1)	23 (1)	21 (-)	24 (-)	27 (0)	— (-)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 3. 持分法を適用した場合の投資利益については関連会社が存在していないため、記載しておりません。
 4. 1株当たり配当額及び配当性向については、第7期、第10期及び第11期については無配のため記載しておりません。
 5. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
 6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
 7. 当社は第10期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しているため、第7期、第8期及び第9期のキャッシュ・フロー計算書にかかる各項目については、記載しておりません。
 8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
 9. 第10期及び第11期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けておりますが、第7期、第8期及び第9期の財務諸表については、監査を受けておりません。なお、第12期第2四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。
 10. 第12期第2四半期における売上高、経常利益、四半期純利益、1株当たり四半期純利益金額、営業活動によるキャッシュ・フロー及び投資活動によるキャッシュ・フローについては、第12期第2四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額、自己資本比率及び現金及び現金同等物の四半期末残高については、第12期第2四半期会計期間末の数値を記載しております。

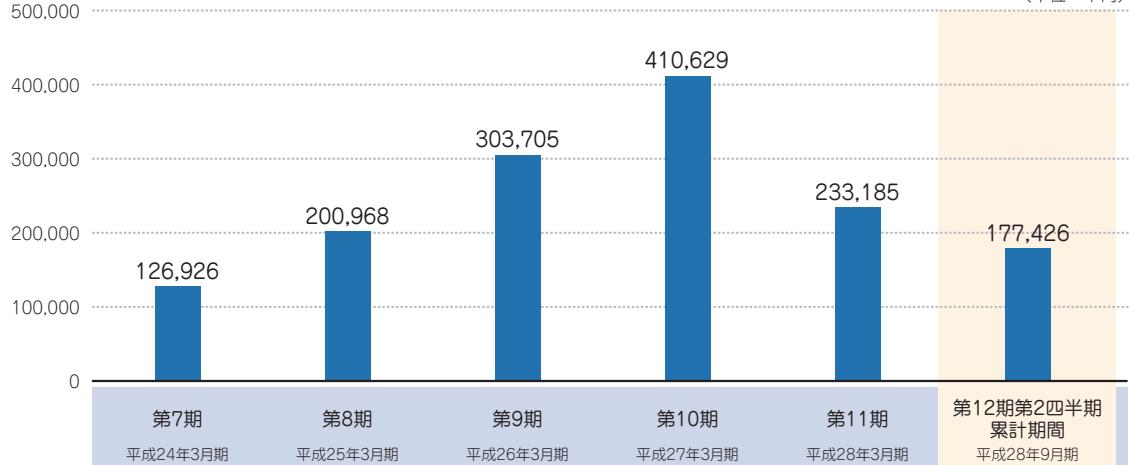
◆ 売上高

(単位：千円)



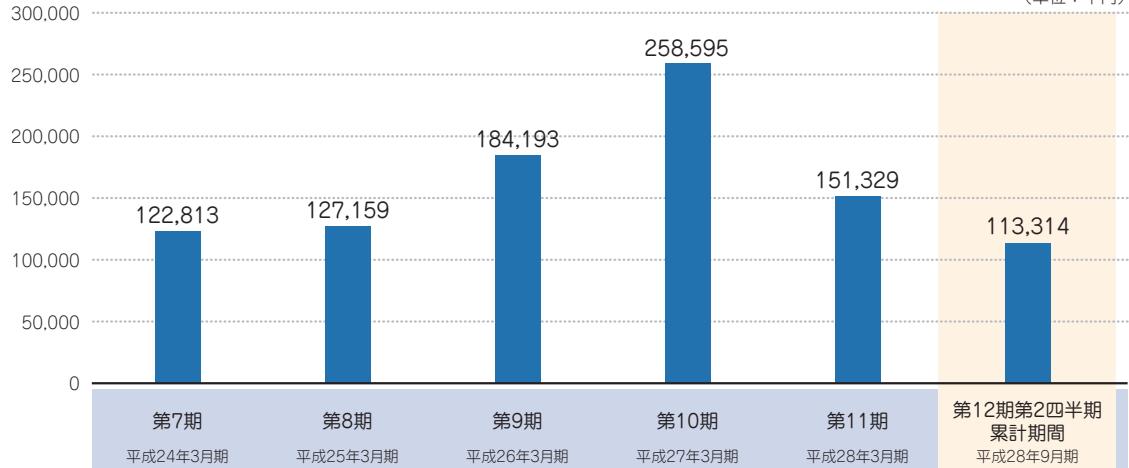
◆ 経常利益

(単位：千円)

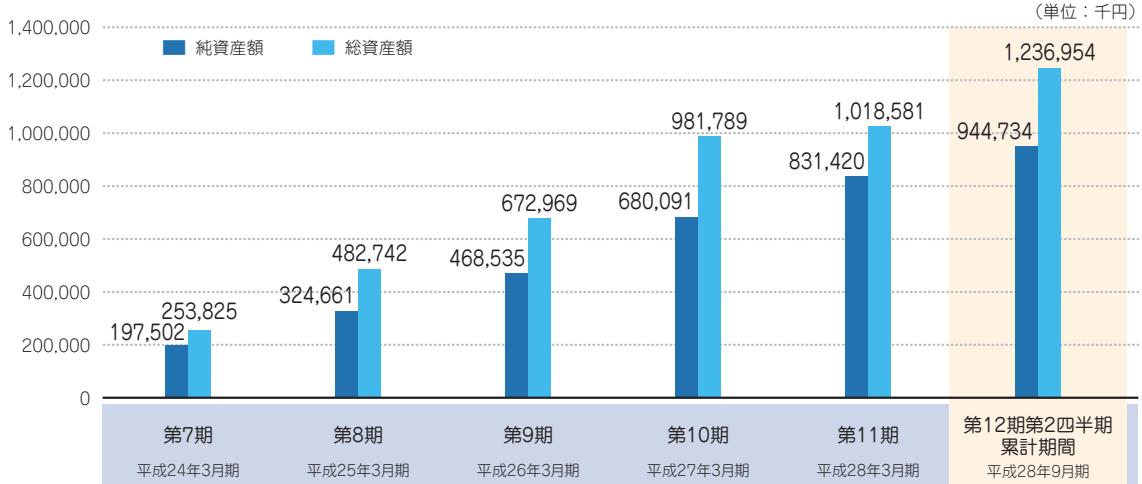


◆ 当期(四半期)純利益

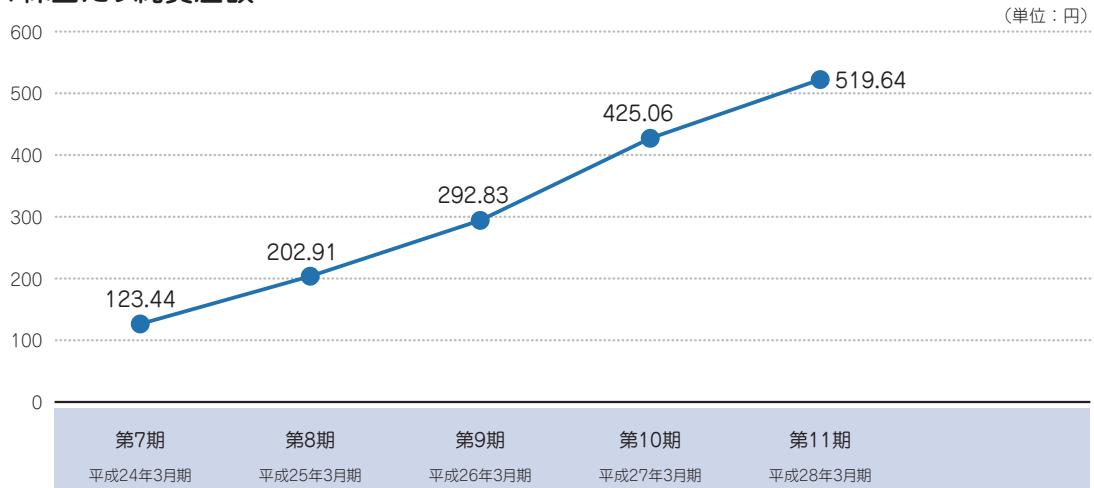
(単位：千円)



◆ 純資産額／総資産額



◆ 1株当たり純資産額



◆ 1株当たり当期(四半期)純利益金額



目次

	頁
表紙	
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	9
募集又は売出しに関する特別記載事項	10
第二部 企業情報	12
第1 企業の概況	12
1. 主要な経営指標等の推移	12
2. 沿革	13
3. 事業の内容	14
4. 関係会社の状況	16
5. 従業員の状況	16
第2 事業の状況	17
1. 業績等の概要	17
2. 生産、受注及び販売の状況	19
3. 対処すべき課題	20
4. 事業等のリスク	21
5. 経営上の重要な契約等	24
6. 研究開発活動	24
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	25
第3 設備の状況	28
1. 設備投資等の概要	28
2. 主要な設備の状況	28
3. 設備の新設、除却等の計画	28
第4 提出会社の状況	29
1. 株式等の状況	29
2. 自己株式の取得等の状況	37
3. 配当政策	37
4. 株価の推移	37
5. 役員の状況	38
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	40

第5 経理の状況	45
1. 財務諸表等	46
(1) 財務諸表	46
(2) 主な資産及び負債の内容	73
(3) その他	74
第6 提出会社の株式事務の概要	75
第7 提出会社の参考情報	76
1. 提出会社の親会社等の情報	76
2. その他の参考情報	76
第四部 株式公開情報	77
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	77
第2 第三者割当等の概況	78
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	78
2. 取得者の概況	79
3. 取得者の株式等の移動状況	80
第3 株主の状況	81
[監査報告書]	83

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成28年11月 9 日	
【会社名】	株式会社キャリアインデックス	
【英訳名】	CareerIndex Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 板倉 広高	
【本店の所在の場所】	東京都目黒区下目黒一丁目 8 番 1 号	
【電話番号】	03-5434-7730 (代表)	
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理部長 齋藤 武人	
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区下目黒一丁目 8 番 1 号	
【電話番号】	03-5434-7730	
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理部長 齋藤 武人	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会 社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証 券届出書提出時における見込額であります。	656,523,000円 1,875,780,000円 397,224,000円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	126,000（注）2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成28年11月9日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成28年11月24日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
4. 上記とは別に、平成28年11月9日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式64,800株の第三者割当増資を行うことを決議しております。
なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成28年12月5日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成28年11月24日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	126,000	656,523,000	355,294,800
計（総発行株式）	126,000	656,523,000	355,294,800

（注） 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成28年11月9日開催の取締役会決議に基づき、平成28年12月5日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（6,130円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は772,380,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成28年12月 7 日(水) 至 平成28年12月12日(月)	未定 (注) 4.	平成28年12月13日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成28年11月24日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成28年12月5日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成28年11月24日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成28年12月5日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であり、平成28年11月9日開催の取締役会において、平成28年12月5日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の相当額を資本金に計上し、残額を資本準備金とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成28年12月14日（水）（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、平成28年11月28日から平成28年12月2日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 日比谷支店	東京都港区西新橋一丁目 3番 1号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目 6番 1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成28年12月13日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	126,000	—

(注) 1. 引受株式数は、平成28年11月24日開催予定の取締役会において決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日（平成28年12月 5日）に元引受契約を締結する予定であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
710, 589, 600	4, 000, 000	706, 589, 600

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（6,130円）を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないとため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額706, 589千円及び「1 新規発行株式」の（注）4. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限365, 446千円については、以下の使途に充当する予定であります。

事業拡大に伴う本社移転費として42, 000千円（平成30年3月期42, 000千円）

サービスの機能拡充やセキュリティの向上を目的としたシステム増強にかかる開発に関わる人件費として55, 000千円（平成29年3月期3, 000千円、平成30年3月期17, 000千円、平成31年3月期35, 000千円）

プロモーション強化、企業イメージ及び知名度・信頼度の向上にかかる広告宣伝費として852, 035千円（平成29年3月期56, 802千円、平成30年3月期301, 763千円、平成31年3月期493, 470千円）

優秀な人材を確保するための採用強化、内部管理体制及び経営基盤の充実・強化にかかる採用教育費・人件費として123, 000千円（平成29年3月期8, 000千円、平成30年3月期40, 000千円、平成31年3月期75, 000千円）を充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成28年12月5日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	306,000	神奈川県鎌倉市 齊藤 慶介 200,000株 東京都世田谷区 板倉 広高 90,000株 東京都中央区 熊谷 友幸 6,000株 神奈川県鎌倉市 斎藤 武人 6,000株 東京都港区 米山 恒右 4,000株
計(総売出株式)	—	306,000	1,875,780,000

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（6,130円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証 拠金 (円)	申込受付 場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成28年 12月 7 日(水) 至 平成28年 12月 12 日(月)	100	未定 (注) 2.	引受人 の本店 及び営 業所	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 株式会社 S B I 証券 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号 大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区麹町二丁目 4 番地 1 マネックス証券株式会社 大阪府大阪市中央区本町二丁目 6 番 11 号 エース証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 4 番 7 号 極東証券株式会社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成28年12月 5 日）に決定する予定であります。
- なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日（平成28年12月14日）の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。
8. 引受人は、売出株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	64,800	397,224,000 東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 64,800株
計(総売出株式)	—	64,800	397,224,000 —

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出であります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成28年11月9日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式64,800株の第三者割当増資の決議を行っております。また、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（6,130円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 平成28年 12月 7 日(水) 至 平成28年 12月12日(月)	100	未定 (注) 1.	株式会社 S B I 証券の本店 及び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. 株式会社 S B I 証券の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、株式会社SBI証券を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である板倉広高（以下「貸株人」という。）より借り入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成28年11月9日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式64,800株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 64,800株
募集株式の払込金額	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	平成29年1月16日（月）
増加資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	東京都港区西新橋一丁目3番1号 株式会社三井住友銀行 日比谷支店

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引もしくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成29年1月6日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出入人かつ貸株人である板倉広高、売出入人である齊藤慶介、熊谷友幸、齋藤武人、米山恭右は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成29年6月11日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等は行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成28年11月9日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
売上高 (千円)	442,975	625,396	917,323	1,500,712	1,298,995
経常利益 (千円)	126,926	200,968	303,705	410,629	233,185
当期純利益 (千円)	122,813	127,159	184,193	258,595	151,329
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000
発行済株式総数 (株)	1,600,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000
純資産額 (千円)	197,502	324,661	468,535	680,091	831,420
総資産額 (千円)	253,825	482,742	672,969	981,789	1,018,581
1株当たり純資産額 (円)	123.44	202.91	292.83	425.06	519.64
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	30 (—)	35 (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	76.76	79.47	115.12	161.62	94.58
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	77.81	67.25	69.62	69.27	81.63
自己資本利益率 (%)	90.24	48.70	46.44	45.03	20.02
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	37.8	30.4	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	288,588	142,162
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△2,374	△1,579
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△47,040	—
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	669,833	810,416
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	18 (1)	23 (1)	21 (—)	24 (—)	27 (0)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については関連会社が存在していないため、記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、第7期、第10期及び第11期については無配のため記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 当社は第10期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しているため、第7期、第8期及び第9期のキャッシュ・フロー計算書にかかる各項目については、記載しております。
8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（）外数で記載しております。
9. 第10期及び第11期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けておりますが、第7期、第8期及び第9期の財務諸表については、監査を受けておりません。

2 【沿革】

年月	事項
平成17年11月	インターネットを利用した情報提供サイトの企画・開発・提供並びにそのシステムの運用を目的として東京都千代田区内幸町1丁目において株式会社インディビジョンを設立
平成18年1月	独自のポータルオブポータルズモデル（注）を構築し、転職情報サイトの運営を開始
平成18年10月	東京都中央区銀座8丁目に本社を移転
平成18年11月	ハローワーク求人へのWeb応募サービスの運営を開始
平成19年2月	神奈川県横浜市西区みなとみらい2丁目に本社を移転
平成19年7月	株式会社オプトよりスクール情報サイトを事業譲受にて運営を開始
平成19年10月	アルバイト情報サイトの運営を開始
平成20年3月	スクール情報サイトをフルリニューアル
平成21年3月	東京都港区三田4丁目に本社を移転
平成22年5月	株式会社アイマーキュリーセールスを吸収合併
平成24年10月	転職情報サイトにて職務経歴書作成ナビをリリース
平成25年2月	『株式会社キャリアインデックス』に商号を変更 東京都目黒区下目黒1丁目に本社を移転
平成25年4月	転職情報サイトをフルリニューアル ハローワーク求人へのWeb応募サービスをフルリニューアル
平成26年6月	スクール情報サイトをフルリニューアル
平成27年1月	アルバイト情報サイトをフルリニューアルし、派遣・アルバイト情報サイトとして運営を開始
平成28年6月	Fashion HR株式会社を吸収合併し、ファッション業界に特化した転職情報サイトの運営を開始

(注) ポータルオブポータルズモデルの詳細については、「3 事業の内容」に記載しております。

3 【事業の内容】

当社は、ユーザー（当社サイトにアクセス頂いた利用者）の情報をパートナー（販売先）各社に移送することによる集客代行事業を営んでおります。現時点において、当社が運営するウェブサイトは人材関連サイト（転職情報サイト、派遣・アルバイト情報サイト）ならびにスクール情報サイトであります。

当社では、自社の事業モデルを「ポータルオブポータルズ」モデルと呼んでおります。

当社の事業モデルの特徴は、当社ウェブサイト上に複数のパートナーが保有する情報が掲載されていることから、その情報量の豊富さにあります。また、複数のパートナーの情報へ一括登録・応募・資料請求ができる利便性の高さも当社ウェブサイトの特徴のひとつとなっております。単に複数のサイト情報を一箇所に集約しただけの通常の「まとめサイト」は、各サイトへのリンク集であり、検索は一箇所でできても、実際に登録や応募等の行為の際にはリンク元に遷移して、それぞれのリンク元において個別の応募や登録を要します。一方、当社ウェブサイトでは、全パートナーに情報を移送するための共通テンプレートを作成し、パートナーのウェブサイトと当社ウェブサイトをシステム連携することにより、ユーザーは必要な情報を一括検索できるだけではなく、パートナーに対し登録・応募・資料請求等を一括して行うことができます。

多くの情報と出会えるだけではなく、効率よく転職活動等ができるようにしたのがこの「ポータルオブポータルズ」モデルです。

当社の事業の主な特徴は、以下のとおりであります。

当社のパートナーは求人ポータルサイト運営会社や人材紹介会社・人材派遣会社等であり、当社はパートナーの集客を代行する関係にあります。

当社の主な集客手法は、インターネット上のプロモーション活動により行われております。インターネット上の検索エンジン連動型の広告を中心に行い、当社ウェブサイトへ誘導いたします。当社ウェブサイトへ誘導したユーザーが、当社ウェブサイト上でパートナーへ登録・求人情報へ応募・スクールへ資料請求等を行い、それらのユーザー情報をパートナー各社に移送することで、その移送数に応じた成果報酬型の集客代行料金を受領しております。

インターネットを活用した集客手段は多様化しておりますが、当社ではパートナーから固定料金を受領するのではなく、成果報酬型サービスとなっているため、パートナーにとっては、送客されたユーザー数に応じた料金のみを支払えばよい料金体系となっており、固定料金型の広告等よりも費用対効果が明確な形でユーザーを集客することが可能となっております。

当社ウェブサイトでは、各パートナーが必要とする情報をユーザーが網羅的に入力できる共通テンプレートを導入しているため、ユーザーは当社ウェブサイトを利用するだけで、ユーザーが希望する複数のパートナーに一括して登録・応募・資料請求等をすることが可能となっております。この仕組みにより、リンク集では取得できない履歴書や職務経歴書等のユーザー情報を当社のデータベースに蓄積されます。蓄積された情報は当社の財産となることで、データ解析に基づいたウェブサイトの最適化やスカウトサービス等のデータを活用した収益モデルの構築が可能となっております。

また、当社独自のサービスとして、厚生労働省が運営するハローワークインターネットサービスの求人情報を当社ウェブサイトへ掲載し、ユーザーが当社ウェブサイト上で応募書類（履歴書及び職務経歴書）を作成し、ハローワークの求人に当社ウェブサイト上で応募すると、当社が直接ハローワークに求人情報を提供した企業へ応募書類を郵送する「キャリアポスト」サービスを運営しております。「キャリアポスト」は、ユーザーもハローワークへ求人を出している企業も無料で利用できます。

通常、ハローワークの求人への応募は、ハローワークに赴くか、自身で履歴書・職務経歴書等を郵送する方法で行われますが、当社ウェブサイトにハローワーク求人情報を無料で掲載し、当社サイト上で検索・応募ができるサービスを提供することで、ハローワークインターネットサービスの認知度及び利便性の向上、また転職機会の増加による雇用を促進し、社会に貢献することを目的としております。

当社の事業の系統図は、次のとおりであります。



なお、当社の事業に種類別セグメントはありませんので、以下カテゴリごとに記載しております。

① 転職情報サイト「CAREERINDEX」（運営開始 平成18年1月）

当社パートナーが運営する転職ポータルサイトの求人情報及びハローワークの求人情報を当社ウェブサイトに集約することで、ユーザーに求人情報を提供しております。

ユーザーは、当社ウェブサイトを利用することにより、複数の転職ポータルサイトや人材紹介会社に一括登録・応募ができます。また、当社は、ユーザーが応募したハローワークの求人企業に、ユーザーの応募情報を無償でお届けするサービス「キャリアポスト」を提供しております。

② 派遣・アルバイト情報サイト「Lacotto」（運営開始 平成19年10月）

当社パートナーが運営する派遣・アルバイトポータルサイトの求人情報を当社ウェブサイトに集約し、ユーザーに求人情報を提供しております。

ユーザーは、当社ウェブサイトを利用することにより、複数の派遣・アルバイト情報に一括応募ができる仕組みとなっております。

③ スクール情報サイト「CAREERINDEXスクール」（運営開始 平成19年7月）

当社のパートナーであるスクールポータルサイト及びスクール（専門学校、資格教育、通信教育等）運営会社の各種講座情報を当社ウェブサイトに集約し、ユーザーに各種講座情報を提供しております。

ユーザーは、当社ウェブサイトを利用することにより、複数のスクール情報に一括資料請求ができる仕組みとなっております。

④ ファッション業界転職情報サイト「FashionHR」（運営開始 平成28年6月）

当社のパートナーであるファッションブランド及び人材紹介会社の求人情報を集約し、ユーザーにファッション業界に特化した求人情報を提供しています。

ユーザーは、当社ウェブサイトを利用することにより、業界に特化した転職活動が効率的にできる仕組みとなっております。

○転職情報サイト「CAREERINDEX」における会員登録者数（※）の推移

該当四半期	会員登録者数（千人）
第10期第1四半期	485
第10期第2四半期	517
第10期第3四半期	544
第10期第4四半期	580
第11期第1四半期	614
第11期第2四半期	641
第11期第3四半期	667
第11期第4四半期	703
第12期第1四半期	740
第12期第2四半期	778

※ 会員登録者数

当該期間において転職情報サイト「CAREERINDEX」に会員登録をしているユーザーの数（各四半期末時点での会員登録者数を記載。千人未満は切捨て。）

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成28年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
29(0)	31.7	2.9	5,594

当社は集客代行事業のみの単一セグメントであるため、部門別の従業員数を示すと次の通りであります。

部門の名称	従業員数（名）
集客代行事業	25(0)
全社（共通）	4(-)
合計	29(0)

（注）1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社（共通）は、総務人事及び財務経理等の管理部門の従業員数であります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第11期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当事業年度におけるわが国の経済は、政府による経済政策や日本銀行の金融緩和等を背景に、企業業績や雇用情勢の改善が続き、緩やかな景気回復基調で推移しました。一方で、中国経済の減速による世界経済の下振れリスクが懸念される等、先行きについては依然として不透明な状況となっております。

雇用情勢におきましては、厚生労働省が発表した平成28年3月の有効求人倍率は1.30倍と高い水準を維持しております、今後も堅調な推移が続くものと予想しております。

インターネット関連業界におきましては、「2015年 日本の広告費」（株式会社電通 2016年2月23日発表）によりますと、スマートフォン広告市場の継続的拡大や動画広告市場の急成長に加え、動画・新しいアドテクノロジーを利用した広告が堅調に伸長した結果、インターネット広告媒体費は前年比111.5%の9,194億円となり、継続して拡大しております。

このような環境の下、当社におきましては、既存顧客とのパートナーシップの強化及び新規顧客の開拓に注力してまいりましたが、集客数の減少及び主要取引先との契約内容変更による取引高の減少等により、当事業年度の売上高は1,298百万円（前年同期比13.4%減）となりました。また、営業利益は233百万円（同43.1%減）、経常利益は233百万円（同43.2%減）、当期純利益は151百万円（同41.5%減）となりました。

第12期第2四半期累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

当第2四半期累計期間におけるわが国の経済は、世界経済の影響等により依然として先行き不透明な状況が続いているものの、政府の経済対策や日本銀行の金融緩和等により景気は緩やかに回復を続けております。雇用情勢におきましては、厚生労働省が発表した平成28年8月の有効求人倍率は1.37倍と高い水準を維持しております。

インターネット関連業界におきましては、スマートフォンやタブレット市場の拡大やターゲティング広告の拡大に加え、新しいテクノロジーを活用した広告配信の浸透やキュレーションメディアなどの新たなメディアの出現もあり、継続して拡大しております。

このような環境の下、当社におきましては、既存顧客とのパートナーシップの強化及び新規顧客の開拓に注力しております。この結果、当第2四半期累計期間の売上高は787百万円となりました。また、営業利益は172百万円、経常利益は177百万円、四半期純利益は113百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第11期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ140百万円増加し、当事業年度末には810百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は、142百万円（前年同期比146百万円の収入減）となりました。これは主に、税引前当期純利益を233百万円計上し、未払消費税等の減少による支出が37百万円、売上債権の減少による収入が96百万円、法人税等の支払による支出が165百万円あったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は、1百万円（前事業年度2百万円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が1百万円あったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における財務活動によるキャッシュ・フローはありません。（前事業年度47百万円の支出）

第12期第2四半期累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ28百万円増加し、当第2四半期累計期間末には838百万円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間において営業活動の結果得られた資金は、161百万円となりました。これは主に、税引前四半期純利益を177百万円計上し、売上債権の増加による支出が46百万円、未払消費税等の増加が14百万円あったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間において投資活動の結果使用した資金は、133百万円となりました。これは主に、合併に伴う支出が132百万円あったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローはありません。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社の業務には生産に該当する項目がないため、生産実績に関する記載はしておりません。

(2) 受注実績

当社は受注生産を行っておりませんので、受注実績に関する記載はしておりません。

(3) 販売実績

当社は、集客代行事業の単一セグメントであり、第11期事業年度及び第12期第2四半期累計期間の販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	第11期事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	前年同期比 (%)	第12期第2四半期累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
集客代行事業（千円）	1,298,995	86.6	787,091

(注) 1. 最近2事業年度及び第12期第2四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第10期事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		第11期事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		第12期第2四半期累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
	金額（千円）	割合（%）	金額（千円）	割合（%）	金額（千円）	割合（%）
株式会社マイナビ	—	—	—	—	101,212	12.9
S B ヒューマンキャピタル株式会社	—	—	139,226	10.7	86,306	11.0
株式会社キャリアデザインセンター	—	—	—	—	83,226	10.6
株式会社リクルートホールディングス	208,152	13.9	215,136	16.6	—	—
株式会社リクルートキャリア	340,841	22.7	169,362	13.0	—	—
株式会社インテリジェンス	293,385	19.5	135,990	10.5	—	—

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 第10期事業年度のS B ヒューマンキャピタル㈱、第10期事業年度及び第11期事業年度の㈱マイナビ及び㈱キャリアデザインセンター、第12期第2四半期累計期間の㈱リクルートホールディングス、㈱リクルートキャリア及び㈱インテリジェンスに対する販売実績は、総販売実績に対する割合が10%未満であるため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

インターネット利用者の増加、デバイスの多様化及び通信速度の高速化により、インターネットを活用した情報サイトの開発及び運営に対するユーザーからのニーズは、今後益々拡大していくものと思われます。一方で、インターネットを活用した情報サイト及び広告手法の多様化が進むことで、取引先各社がインターネットを活用した集客手段を選別する傾向を強めることも予想されます。これに対処して当社の地位をさらに強固なものとすべく、より一層のサービス向上とシェア拡大を目指していく所存であります。

今後事業を展開するにあたり、当社が対処すべき課題として認識している点は以下のとおりであります。

(1) 営業体制の強化について

当社はこれまで取引先数の拡大を図ってまいりました。今後も、当社としては、既存の取引先と信頼関係を保ちながらビジネスパートナーとしての深耕を図り、収益を拡大させていく必要があります。また、新規取引先の開拓を積極的に行うために、当社が運営するウェブサイトのサービス内容をさらに充実させていく必要があります。これらの課題に積極的に取り組むため、営業体制の強化は必要不可欠であると考えております。

(2) 新分野への展開について

当社はインターネットを活用した集客代行事業において、人材分野からスタートしてスクール分野へと事業分野の拡大を図ってまいりました。今後は、さらなる新分野への事業展開を図ることでユーザーの利便性を向上させ、収益の拡大を図っていくとともに、新しい収益モデルの構築にも積極的に取り組んでまいります。

(3) ブランドの構築

当社では、主にWebマーケティング手法により、ユーザー数の拡大を図ってまいりました。一方、ブランディングを目的とした広告の活用は積極的に展開できておりません。費用対効果を踏まえ、ブランディングを目的とした広告活用を検討していくとともに、今まで以上にユーザーにとって利便性の高いウェブサイトを構築することで、今後継続的に当社及びウェブサイトの知名度アップを図り、ユーザーから最も支持されるメディア運営企業を目指していく所存であります。

(4) 優秀な人材の確保・育成について

当社が展開しておりますビジネスは、ユーザーにとって最も便利なウェブサイトを、ユーザーの視点に立ち企画・開発することが強く求められます。そのため、従業員一人一人の感性や経験が、ウェブサイトの質に大きな影響を及ぼすため、優秀な人材を確保することが経営の重要な課題と認識しております。優秀な人材にとって魅力ある会社作りを行うため、労働基準法等の関連法令に従った労務管理の実施はもとより、公正な評価基準や教育研修の充実に力を入れてまいります。

(5) システム開発、改良、増強及び保守管理体制について

当社の運営する事業は、性質上、ウェブサイトに係るシステムの開発、改良、増強及び保守管理体制が極めて重要であり、今後も更に充実させていくことが求められております。また、インターネットの利用端末の多様化に対する対応も必須となります。引き続き、市場環境変化に対応したシステム開発、改良、増強及び保守管理体制の整備を積極的に推進していく方針であります。

4 【事業等のリスク】

以下には、当社の事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。当社として必ずしも特に重要なリスクとは考えていない事項についても、投資判断の上で、あるいは当社の事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家及び株主に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。当社はこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の予防及び発生時の対応に努力する方針ですが、当社の経営状況及び将来の事業についての判断は、以下の記載事項及び本書中の本項以外の記載を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載における将来に関する事項については、本書提出日現在において判断したものであります。また、以下の記載は当社株式への投資に関連するリスクの全てを網羅するものではありません。

1. 事業に関するリスクについて

(1) インターネット広告市場について

日本の広告市場において、インターネット広告はテレビに次ぐ広告媒体へと成長しており、インターネット利用者数の拡大に伴い、この成長は今後も続くものと認識しております。現在、当社はインターネットを活用した各種情報サイトの開発及び運営を通じた集客代行を主力事業としており、当社事業の継続的な拡大発展の前提として、社会における更なるインターネット環境の整備、インターネットの利用拡大が必要と考えております。しかしながら、インターネットの環境整備やその利用に関する新たな規制の導入等により、今後のインターネット普及の障害となる予期せぬ要因が発生した場合、インターネットを活用した情報サイトの開発及び運営が困難になったときには、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。さらに、広告市場は景気変動に影響を受けやすい市場であり、また、インターネット広告は今後も他の広告媒体との競合が継続して行くと考えられることから、今後これらの状況に変化が生じた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 特定事業への高い依存度について

平成28年3月期における当社売上高の78.0%は人材関連サイトを通じた売上高でありました。人材ビジネス市場は景気変動や雇用情勢等の動向に影響を受けやすい市場であり、また、求人広告市場において今後も他の広告媒体との競合が継続して行くと考えられることから、今後これらの状況に変化が生じた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 特定の取引先への高い依存度について

平成28年3月期における当社の売上高に占める主要取引先上位5社の売上高合計の割合は59.4%となっており、特定取引先への依存度が高くなっています。現時点ではそれらの取引先と当社との関係は良好であります。しかしながら、それらの取引先への売上高が大きく減少することとなった場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) パートナーとの契約について

当社のウェブサイト上に情報を掲載する各パートナーにおいて、ユーザー獲得に投下したコストに対する十分な売上高が確保できない場合、事業撤退や他社との事業統合等の経営判断を行う可能性があります。当社が主力とする人材関連領域は景気変動や雇用情勢等の動向に影響を受けやすいため、今後の競争環境の激化がこうした流れを助長することも考えられます。当社はこうした業界再編等の影響を最低限に抑制するべく健全な財政状態にあるパートナーと取引を行うよう努めておりますが、今後当社と取引のあるパートナーが事業撤退や破綻などの状況に至った場合には、契約が更新されないあるいは解約されることで、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。さらに、契約の解消に至らないまでも、パートナー各社の事業が不調であった場合、集客代行に対する成果報酬単価が引き下げられる可能性があります。これらの場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 競合について

当社はウェブサイト「CAREERINDEX」等を運営しております。「求人情報サイト」という範疇においては同様のウェブサイトが存在しますが、パートナーからサイトコンテンツの提供を受け、ユーザーの送客数に応じた成果報酬型の集客代行料金をパートナーより受領するという事業モデルの点において、一般的な「求人情報サイト」とは異なるものと認識しております。当社では、自社の事業領域においてユーザー及びパートナーに対する先行者メリットを享受することで、競合する事業者に対する優位性を確保していると認識しておりますが、当該事業領域は参入障壁が低く、新規参入者は増加すると予想されるため、例えば大手ポータルサイト運営事業者等、競合他社の出現による収益の低下及び競争激化等による広告宣伝費等の費用増加により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) ウェブサービスにおける不正行為について

当社は、成功報酬型のウェブサービスを提供しております。このため、ユーザーからの適切な情報提供を受けることが重要となります、ユーザーが事実と違う情報を提供する等の不正行為が発生する可能性があります。当社では、この様な不正行為に対してシステム面における防止策の実施、利用規約での禁止、クライアントとの検収等の対策を講じております。しかしながら、万一、不正行為が当社の想定を超えて悪質であった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 新規事業について

当社はウェブサイト「CAREERINDEX」等を中心にサービスを開拓しておりますが、さらなる事業の拡大を目指し、新規サービスの開拓に取り組んでまいります。しかしながら、新規事業においては、ウェブサイト開拓費用や広告宣伝費等の先行投資が必要とされ、その結果当社の利益率の低下を招く可能性があります。また、新規事業には不透明な点が多く、先行投資額が想定を上回る場合があります。さらに、想定した収益が得られない場合、新規事業からの撤退という経営判断をする可能性もあります。このような場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) インターネットの技術革新及びサービスの陳腐化について

インターネット関連分野における技術革新は著しく、現在利用している技術や業界で標準とされる技術が急激に変化することも予想され、また技術革新に伴う顧客ニーズの変化、それに対応したビジネスモデルやサービスの開拓・進化が活発に行われております。当社の想定の範囲外にある技術革新や当社が提供するサービス等を必要としない何らかのビジネスモデルの成立等により、現在の業態でのビジネス展開が縮小し、又は成立しなくなる可能性があります。これら変化に対応すべく追加的支出が発生する場合、また適切な対応がなされなかつた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) インターネットを取り巻く法的規制について

現在の日本のインターネットを取り巻く法的規制は、インターネットの普及を背景として議論され始めましたが、インターネットの歴史が浅いこともあり未だ整備が進んでおらず、主として他の一般の規制を準用することで、実務上、運用が図られていることが少なくありません。日本でも諸外国同様にインターネットの普及とともにそれを活用したビジネスその他のルールが網羅的に整備された場合、利用者及び関連業者を対象とした法的規制の制定等により当社の業務の一部が制約を受け又は変更を余儀なくされ、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) システムトラブルについて

当社の事業は、事業運営においてコンピュータシステム及び通信ネットワークに依存しているため、停電や地震に 対応可能な無停電設備、耐震構造を備えたクラウドサービスを利用し、そのデータについてはバックアップを取るなど、事業の安定的な運用のための体制強化及びセキュリティ対策を行っております。しかしながら、地震、水害などの自然災害、火災、事故、停電など予期せぬ事象の発生によってコンピュータシステム及び通信ネットワークが切断された場合、当社ではサービスの停止を余儀なくされることとなり、また、アクセスの急激な増加や役職員の過誤によるネットワーク障害が発生した場合、当社の直接の損害に加えて、当社の信頼の低下を招き、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) ネットワークセキュリティについて

当社のコンピュータシステム及び通信ネットワークは、外部からの不正アクセスを防止するためにファイアウォール等のセキュリティ手段によって保護されております。ネットワークセキュリティについては、今後とも十分な対応を図ってまいりますが、予防が困難な未知の手段によるコンピュータハッカーの侵入及びコンピュータウィルス等の外的要因により、ウェブサイトに対して破壊的な影響を与えた場合、当社ではサービスの停止を余儀なくされ、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、サービス停止により、企業としての社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

(12)個人情報等の管理について

当社は、ユーザー等の個人情報につきましては、システム設計上での配慮は当然ながら、個人情報に関する社内のアクセス権限の設定等、管理面及び物理的側面からも取扱いに厳重な注意を払っております。また、社内での個人情報保護に関する教育啓蒙を行っており、個人情報保護についての重要性を認識しております。なお、当社は平成20年1月、財団法人日本情報処理開発協会よりプライバシーマークの認定・付与を受けております。しかしながら、当社が保有する個人情報等につき漏洩、改ざん、不正使用等が生じる可能性を完全に否定することはできません。外部からの不正アクセスや想定していない事態によって個人情報の外部流出等が発生した場合には、適切な対応を行うための相当なコスト負担、当社への損害賠償請求への対処、企業としての社会的信用の低下により、当社の事業及び業績並びに企業としての社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

(13)商標の認知度について

当社は、ユーザーが当社のウェブサイト上で行った登録・応募・問い合わせ・資料請求等の情報をパートナー各社に移送し集客代行料金を成果報酬型で受領しております。したがって、収益に寄与させるためには、ユーザーの情報の移送数を増加させることが必要となります。インターネット人口が増加し、情報提供サービスが増加する中で、ウェブサイト「CAREERINDEX」等がユーザーから好意的に認知され、商標価値が高まり、アクセス数が増加することが、今後ますます重要になると考えております。商標の認知度を高めるためには、ユーザーにとって使いやすい高品質なサービスを提供することによって、インターネット関連のメディアにおいて高い評価を維持し、実績を積み重ねていく必要があります。しかしながら、当社または当社のウェブサイトの評判及び商標価値が低下した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14)当社のウェブサイトへの集客に係る広告宣伝活動について

当社が運営するウェブサイト「CAREERINDEX」等のユーザーを獲得するために、当社は売上高に対して相当額の広告宣伝費を投下しております。広告宣伝活動においては、集客費用対効果を重視する方針で支出の可否を判断し、インターネット上の検索連動型広告を中心に出稿しております。新たな広告媒体の開拓・開発にも積極的に取り組んではいるものの、今後、検索連動型広告の料金の高騰や検索エンジン運営者による上位表示方針の変更等により集客費用対効果が悪化し、利益率が低下した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15)知的財産権について

当社は、現時点において、第三者の知的財産権の侵害を理由とした使用差止請求や損害賠償請求などを受けている事実はありません。しかし、今後、使用差止請求や損害賠償請求などが提起され、多額の賠償金の支払やサービスの停止などを余儀なくされた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。当社は、第三者の特許権に抵触する可能性の低減を目的として、当社の事業に関係性のあるキーワードを用いて特許検索・検討を行っています。しかし、世の中に存在する全ての特許権を検討対象とすることは困難であるため、検討から漏れた特許権に基づき使用差止請求や損害賠償請求などが提起され、多額の賠償金の支払やサービスの停止などを余儀なくされた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

2.当社の事業運営体制に係わるリスクについて

(1)特定人物への依存について

当社代表取締役である板倉広高と当社取締役である齊藤慶介は、当社設立以来の事業の推進者であり、当社の経営方針や事業戦略、新規事業展開の意思決定等、当社の企業運営上、極めて重要な役割を果たしております。当社では、過度な依存を回避すべく、経営管理体制の強化、経営幹部職員の育成、採用を図っておりますが、現時点において両名に対する依存度は高い状況にあるといえます。そのため、両名の当社業務の遂行が困難な状態となった場合や経営幹部職員の育成、採用が進捗しなかった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2)小規模組織であることについて

当社は本書提出日現在、従業員29名と小規模組織で展開しており、また、内部管理体制も規模に応じたものとなっております。今後は事業の拡大にあわせて、優秀な人材の確保、育成を図る方針であります。しかしながら、必要な人材を当社の計画どおりに確保できなかった場合、事業規模に応じた内部管理体制を構築できなかった場合、さらに必要な人材の流出が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

3. その他のリスクについて

(1)訴訟の可能性について

当社は、現在において、損害賠償を請求されている事実や訴訟を提起されている事実はありませんが、システム障害や人為的ミス等の予期せぬトラブルが発生した場合、取引先との関係に何らかの問題が生じた場合、第三者の知的財産権を侵害したとのクレームが発生した場合等には、これらに起因する損害賠償を請求される、あるいは、訴訟を提起される場合があります。損害賠償の金額、訴訟の内容及び結果によっては、当社への信頼性の低下を招き当社の事業及び業績並びに企業としての社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

(2)配当政策について

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しつつ、業績の推移、財務状況、事業計画に基づく資金需要等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら、経営成績にあわせた利益配分を基本方針としております。現在は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保するため、配当を実施しておりません。

将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

(3)新株予約権等の行使による株式価値の希薄化について

当社は、ストックオプション制度を採用しており、平成28年9月30日現在における新株予約権による潜在株式数は28,500株であり、発行済株式総数1,600,000株の1.8%に相当いたします。また、今後におきましても、役員及び従業員へのモチベーション向上と優秀な人材の確保を目的としてストックオプションによる新株予約権発行を検討しております。これら新株予約権の行使が行われた場合、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

(4)調達資金の使途について

当社が今回計画する公募増資による調達資金の使途につきましては、サービスの機能拡充やセキュリティの向上を目的としたシステム増強、プロモーション強化のための広告宣伝費、企業イメージ及び知名度・信頼度の向上、優秀な人材を確保するための採用強化、内部管理体制及び経営基盤の充実・強化、また資金調達力の増大と財務体質の強化に充当する予定であります。なお、現時点での資金使途の計画は以上の通りですが、経営環境の変化は非常に激しく、その変化に柔軟に対応していくため、調達資金の使途を上記以外の資金に充当する可能性もあります。また、計画通りに資金を使用したとしても、経営環境の急激な変化等により、上記投資が期待通りの成果をあげられない可能性もあります。

(5)大株主について

本書提出日現在、当社代表取締役である板倉広高（本書提出日現在の株式保有率（本（5）において以下同じ。）82.3%）のほか、当社取締役である齊藤慶介（16.0%）が当社主要株主であります。当社株式の保有方針に関して、当該株式の売却が行われた場合には、当社株式の流通状況及び市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成28年5月6日開催の取締役会において、Fashion HR株式会社の全株式を取得し、完全子会社化すること決議し、平成28年5月10日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

また、平成28年5月13日開催の取締役会において、当社を存続会社、当社の子会社であるFashion HR株式会社を消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付で吸収合併契約を締結し、平成28年6月30日付で吸収合併いたしました。

本件に関する詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1)重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表はわが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、経営者が採用する会計方針及びその適用方法、期末日における資産・負債の金額、決算期における収益・費用の金額、並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績及び現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性のため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。当社の財務諸表で採用する重要な会計方針については、後記「第5 経理の状況1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

(2)財政状態の分析

第11期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(資産の部)

当事業年度末における総資産残高は1,018百万円となり、前事業年度末に比べ36百万円増加しました。これは主に、現金及び預金残高の増加140百万円、売掛金の減少96百万円によるものです。

(負債の部)

当事業年度末における負債の残高は187百万円となり、前事業年度末に比べ114百万円減少しました。これは主に、未払法人税等及び未払消費税等の減少126百万円によるものです。

(純資産の部)

当事業年度末の純資産の残高は831百万円となり、前事業年度末に比べ151百万円増加しました。当期純利益の計上による利益剰余金の増加151百万円によるものです。

第12期第2四半期累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

(資産の部)

当第2四半期会計期間末における総資産残高は1,236百万円となり、前事業年度末に比べ218百万円増加しました。これは主に、現金及び預金の増加28百万円、売掛金の増加55百万円、のれんの増加60百万円、顧客関連資産の増加59百万円によるものです。

(負債の部)

当第2四半期会計期間末における負債の残高は292百万円となり、前事業年度末に比べ105百万円増加しました。これは主に、未払法人税等の増加58百万円、未払消費税等の増加14百万円、前受金の増加12百万円によるものです。

(純資産の部)

当第2四半期会計期間末における純資産の残高は944百万円となり、前事業年度末に比べ113百万円増加しました。これは利益剰余金が113百万円増加したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

第11期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(売上高)

当事業年度における売上高は、前事業年度に比べ13.4%減少し、1,298百万円となりました。これは主に、集客数の減少及び主要取引先との契約内容変更による取引高の減少等による売上高の減少によるものです。

(売上原価)

当事業年度における売上原価は、前事業年度に比べ14.2%減少し、79百万円となりました。これは主に、エンジニア人員の減少に伴う労務費の減少、業務委託費用の減少によるものです。

(売上総利益)

上記の結果、当事業年度における売上総利益は、前事業年度に比べ13.4%減少し、1,219百万円となりました。

(販売費及び一般管理費)

当事業年度における販売費及び一般管理費は、前事業年度に比べ1.2%減少し、986百万円となりました。これは主に、売上高の減少に伴い、利益確保のための広告宣伝費の削減によるものです。

(営業利益)

上記の結果、当事業年度における営業利益は、前事業年度に比べ43.1%減少し、233百万円となりました。

(経常利益)

上記の結果、当事業年度における経常利益は、前事業年度に比べ43.2%減少し、233百万円となりました。

(当期純利益)

当事業年度における税効果会計適用後の法人税等負担額は、前事業年度に比べ46.2%減少し、81百万円となりました。

上記の結果、当事業年度における当期純利益は、前事業年度に比べ41.5%減少し、151百万円となりました。

第12期第2四半期累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

(売上高)

当第2四半期累計期間における売上高は、787百万円となりました。

(売上原価)

当第2四半期累計期間における売上原価は、37百万円となりました。これは主に、エンジニア人員の労務費、業務委託費等を計上したことによるものです。

(売上総利益)

上記の結果、当第2四半期累計期間における売上総利益は、749百万円となりました。

(販売費及び一般管理費)

当第2四半期累計期間における販売費及び一般管理費は、576百万円となりました。これは主に、広告宣伝費、労務費等を計上したことによるものです。

(営業利益)

上記の結果、当第2四半期累計期間における営業利益は、172百万円となりました。

(経常利益)

当第2四半期累計期間における営業外収益は、8百万円となりました。これは、広告宣伝委託先に対する営業補償金を計上したことによるものです。

当第2四半期累計期間における営業外費用は、4百万円となりました。これは、前述の広告宣伝委託先に対する補償債権に係る貸倒引当金繰入額を計上したことによるものです。上記の結果、当第2四半期累計期間における経常利益は、177百万円となりました。

(四半期純利益)

当第2四半期累計期間における法人税等負担額は、64百万円となりました。

上記の結果、当第2四半期累計期間における四半期純利益は、113百万円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

当社は、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境等の様々なリスク要因が経営成績に重要な影響を与える可能性があると認識しております。そのため、当社は常に市場動向等の外部環境を注視・分析することで現在及び将来における事業環境を確認するとともに、事業体制及び内部管理体制を強化し、社会のニーズに合ったサービスを展開していくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因に対し適切な対応を行ってまいります。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社は、『ひとりひとりの一生に、よい出会いを。』を理念とし、平成18年1月に転職情報サイトを開始して以降、派遣・アルバイト情報サイト、資格取得スクール情報サイトといった各種情報サイトを運営しております。

中期的な事業の拡大を図るために、既存のユーザーデータベースやマーケティングノウハウを生かした事業展開や、地方求人・専門求人の開拓によるサービス拡充を図ることで、ユーザーとパートナー双方にとってより良いサービスの提供を目指してまいります。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社が今後の業容を拡大し、継続して成長し発展していくためには、経営者は、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載の様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。それらの課題に対応するためには、経営者は、常に市場動向の分析を行うとともに、優秀な人材の確保及び適切な教育を実施し、最適な解決策を実施していく方針であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第11期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当事業年度において、重要な設備投資はありません。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第12期第2四半期累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

当第2四半期累計期間において、重要な設備投資はありません。

なお、当第2四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下の通りであります。

平成28年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都目黒区)	事務所	5,911	3,013	8,924	27

(注) 1. 当社は集客代行事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

2. 帳簿価額の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 本社事務所の建物は賃借により使用しており、年間賃借料は27,897千円であります。

4. 現在休止中の設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】(平成28年9月30日現在)

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	6,400,000
計	6,400,000

② 【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,600,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。
計	1,600,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第3回新株予約権

平成27年3月30日臨時株主総会決議（平成27年3月30日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年9月30日)
新株予約権の数（個）	265 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	26,500 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	207 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成29年3月31日 至 平成37年3月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 207 資本組入額 104 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である数（以下「付与株式数」という。）は1個につき100株とする。

ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）を金207円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

イ. 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。

ロ. 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社、当社親会社及び当社子会社の取締役又は従業員のいずれの地位をも喪失したときは、権利を行使することができない。ただし、当社、当社親会社及び当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、又は当取締役会において正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。

5. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の種類及び数に準じて決定する。

ニ. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られ金額とする。

ホ. 新株予約権を使用することができる期間

新株予約権を使用することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を使用することができる期間の満了日までとする。

ヘ. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

ト. 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得事由に準じて決定する。

チ. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使条件に準じて決定する。

② 第4回新株予約権

平成28年3月15日取締役会決議

	最近事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年9月30日)
新株予約権の数（個）	15 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,500 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	207 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成30年3月16日 至 平成37年3月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 207 資本組入額 104 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である数（以下「付与株式数」という。）は1個につき100株とする。

ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）を金207円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

イ. 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。

ロ. 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社、当社親会社及び当社子会社の取締役又は従業員のいずれの地位をも喪失したときは、権利行使することができない。ただし、当社、当社親会社及び当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、又は当取締役会において正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。

5. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の種類及び数に準じて決定する。

ニ. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られ金額とする。

ホ. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

ト. 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得事由に準じて決定する。

チ. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使条件に準じて決定する。

③ 第5回新株予約権

平成28年6月27日取締役会決議

	最近事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年9月30日)
新株予約権の数（個）	—	5 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	—	500 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	—	1,861 (注) 2
新株予約権の行使期間	—	自 平成30年6月30日 至 平成38年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	—	発行価格 1,861 資本組入額 931 (注) 3
新株予約権の行使の条件	—	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	—	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注) 5

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である数（以下「付与株式数」という。）は1個につき100株とする。

ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

2. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）を金1,861円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

イ. 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、この端数を切り上げるものとする。

ロ. 新株予約権の行使により新株を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社、当社親会社及び当社子会社の取締役又は従業員のいずれの地位をも喪失したときは、権利行使することができない。ただし、当社、当社親会社及び当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、又は当取締役会において正当な理由があると認められた場合はこの限りではない。

5. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、新株予約権の目的である株式の種類及び数に準じて決定する。

ニ. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られ金額とする。

ホ. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

ト. 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得事由に準じて決定する。

チ. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使条件に準じて決定する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
平成22年5月26日	800,000	1,600,000	2,000	42,000	—	—

(注) 株式会社アイマーキュリーセールス合併に伴い、新株式を発行したことによる増加であります。

(合併比率1:20,000)

(5) 【所有者別状況】

平成28年9月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
株主数（人）					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	—	—	—	5	5	—
所有株式数（単元）	—	—	—	—	—	—	16,000	16,000	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	—	—	—	100	100	—

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,600,000	16,000	単元株式数100株
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,600,000	—	—
総株主の議決権	—	16,000	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を付与する方式によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

① 第3回新株予約権 平成27年3月30日臨時株主総会決議（平成27年3月30日取締役会決議）

決議年月日	平成27年3月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 19名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）付与対象者の退職等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役1名、従業員16名となっております。

② 第4回新株予約権 平成28年3月15日取締役会決議

決議年月日	平成28年3月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

③ 第5回新株予約権 平成28年6月27日取締役会決議

決議年月日	平成28年6月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しつつ、業績の推移、財務状況、事業計画に基づく資金需要等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら、経営成績にあわせた利益配分を基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

なお、当社は、株主への機動的な利益還元ができるよう、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款で定めております。

当事業年度の配当につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保するため、配当を実施しておりません。

また、内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、事業拡大のための設備投資等に有効投資してまいります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性7名 女性1名 (役員のうち女性の比率－%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 社長	一	板倉 広高	昭和40年11月21日生	昭和63年4月 株式会社リクルート入社 平成9年4月 ヤフー株式会社入社 平成10年4月 同社 広告営業部長 平成12年4月 同社 法人営業部長 平成15年7月 同社 ビジネス開発部長 平成17年1月 株式会社アイ・アム(現株式会社インターネット)入社 常務執行役員 平成17年11月 当社設立 代表取締役社長就任(現任) 平成22年4月 株式会社バザール 取締役	(注) 3	1,316,000
取締役	マーケティング 部長	齊藤 慶介	昭和52年11月5日生	平成14年4月 テクノブレーン株式会社入社 平成15年3月 株式会社パソナ入社 平成15年10月 株式会社パソナキャレント(現株式会社パソナ)転籍 平成16年12月 株式会社アイ・アム(現株式会社インターネット)入社 平成17年11月 当社出向(株式会社アイ・アムより) 平成18年10月 当社入社 平成18年11月 執行役員 営業企画部長 平成19年6月 取締役 営業企画部長 平成19年10月 取締役 事業開発部長 平成21年4月 常務取締役 事業本部長 平成22年4月 株式会社バザール 代表取締役社長 平成27年3月 当社入社 執行役員 平成27年4月 執行役員 事業開発本部長 平成27年6月 取締役 事業開発本部長 平成27年10月 取締役 マーケティング部長(現任)	(注) 3	256,000
取締役	システム 部長	青梨 和幸	昭和53年8月1日生	平成15年4月 株式会社両備システムズ 入社 平成18年8月 株式会社コーワー(現コーワーテクモホールディングス株式会社)入社 平成20年1月 当社入社 平成22年10月 事業本部システム部長 平成23年4月 システム部長 平成25年10月 執行役員 システム部長 平成27年6月 取締役 システム部長(現任)	(注) 3	—
取締役	一	米山 恒右	昭和40年9月11日生	平成元年4月 デュポン株式会社入社 平成9年5月 アクセンチュア株式会社入社 平成15年7月 株式会社パソナ入社 執行役員CIO 平成16年9月 米山恒右事務所設立 代表就任 平成18年9月 当社取締役(現任) 平成23年5月 アクセンチュア株式会社 入社 マネジング・ディレクター(現任)	(注) 3	8,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役 (常勤)	—	大西 正義	昭和20年5月25日生	昭和44年7月 株式会社富士銀行 (現 株式会社みずほ銀行)入社 平成5年5月 同行 鳥越支店長 平成7年5月 同行 人事部教育研修室長 平成9年10月 亜細亜証券印刷株式会社 (現 株式会社プロネクサス)入社 ディスクロージャー営業部長 平成10年6月 同社 取締役 平成20年6月 同社 常務顧問 平成20年11月 株式会社カービュー 入社 上席執行役員メディア事業本部長 平成21年6月 同社 取締役 平成24年4月 同社 取締役副社長 平成24年12月 同社 代表取締役社長 平成25年2月 同社 取締役 平成25年10月 株式会社レントラックス 非常勤監査役(現任) 平成27年6月 当社 常勤監査役(現任)	(注) 4	—
監査役	—	小崎 勇	昭和18年1月5日生	昭和41年4月 安宅産業株式会社 入社 昭和52年3月 オリックストアーリース株式会社 入社 昭和60年7月 同社 財務部部長 平成元年9月 トッキ株式会社 入社 公開準備室長 平成4年7月 同社 管理部長 平成6年9月 同社 取締役管理部長 平成11年4月 同社 常務監査役 平成13年4月 ニュートンプレス株式会社 入社 経理・総務部長 平成13年12月 同社 取締役経理部長 平成14年12月 同社 専務取締役 平成18年5月 同社 内部統制特別顧問 平成19年6月 株式会社イーズ 常務監査役 平成20年5月 東信商事株式会社 非常勤監査役 (現任) 平成27年6月 当社 非常勤監査役(現任)	(注) 4	—
監査役	—	細川 琢夫	昭和28年5月18日生	昭和52年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社 平成16年4月 コベルコシステム株式会社 出向 管理担当取締役 平成19年4月 株式会社エクサ 出向 管理担当取締役 平成20年4月 同社 転籍 取締役常務執行役員 平成24年5月 コムチュア株式会社 入社 顧問 平成24年6月 同社 取締役経営企画本部長 平成26年1月 同社 取締役経営管理本部長 平成28年4月 同社 取締役経営管理統括本部長 平成28年6月 当社 非常勤監査役(現任)	(注) 5	—
計						1,580,000

- (注) 1. 取締役米山恭右は、社外取締役であります。
 2. 監査役大西正義、小崎勇及び細川琢夫は、社外監査役であります。
 3. 取締役の任期は、平成28年9月15日開催の臨時株主総会終結のときから選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
 4. 監査役大西正義、小崎勇及び細川琢夫の任期は、平成28年9月15日開催の臨時株主総会終結のときから選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
 5. 当社では、経営の意思決定及び迅速な業務執行を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は4名で、管理部長 斎藤 武人、営業統括部長 星 幸宏、営業統括部 熊谷 友幸、事業開発部長 曽根 康司で構成されております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主をはじめ、ユーザー、取引先、従業員ひいては社会全体の共栄を目指すべき存在であり、またこれにより企業価値が継続的に増大するとの認識を有しております。そして、その達成のため、社会的に有用なサービスを創出するとともに、各ステークホルダーとの関係強化及び経営統治機能の充実を図ることが、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であり、経営上の最重要項目と位置付けております。また、経営統治機能の充実のため、各ステークホルダーへの適正かつタイムリーなディスクロージャーに努めてまいります。

② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

イ. 会社の機関の内容

当社の取締役会は、本書提出日現在取締役4名、うち1名は社外取締役で構成されており、定時取締役会を原則として毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催しております。当社取締役会規程に基づき、監査役出席のもと、業務執行に関する経営上の重要な事項の意思決定を行うとともに、社外取締役が他の取締役の職務執行を監督し、意思決定の透明性、効率性及び公平性の確保に努めています。

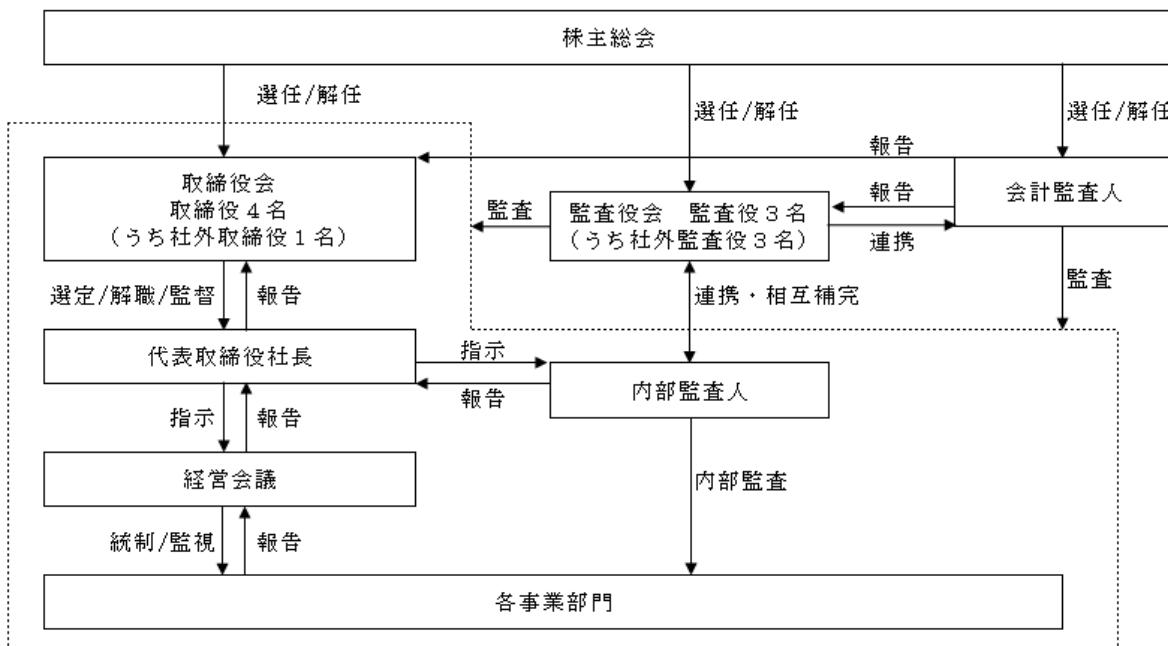
当社は取締役会のほかに、代表取締役等決裁者の意思決定に資するべく、代表取締役、取締役、部・室長をもって構成する経営会議を原則毎月1回、必要に応じて随時開催しております。経営会議には、必要に応じ議案に関係ある者を出席させ、説明を求めるとともに、その意見または報告を聴取しております。ここでは、経営の重要な事項を審議する他、情報の共有化を図ることにより業績の向上とリスクの未然防止を図っております。また、常勤監査役は必要に応じて出席し意見を述べております。

当社は、監査役会制度を採用しており、監査役会は社外監査役3名で構成され、うち1名は常勤監査役であります。監査役は、監査役監査基準に基づき、取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、取締役の職務執行を監査しております。監査役会は、定例の監査役会を毎月1回、必要に応じて臨時の監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。

なお、監査役は、内部監査人及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

ロ. 会社の機関・内部統制に関する概要

当社の機関・内部統制に関する概要是以下のとおりであります。



ハ. 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムといったしましては、経営の有効性と効率性の向上、財務報告の信頼性の確保、法令等の遵守のため、職務分掌及び内部けん制の考え方を基礎に、業務特性やリスクに応じた各種の統制活動を実施しております。また、これらの内容を諸規程として定め、その徹底を図っております。さらに、管理部主導で内部監査を実施し、所定の内部統制が有効に機能しているかを定期的に検証するとともに、絶えずその改善・強化に努めております。法令等へのコンプライアンスに関しては、同部において常時その遵守状況を把握し、また顧問弁護士等の外部専門家との適切なコミュニケーションにより、その確保に努めております。

内部統制システムの整備の状況は下記となります。

a 取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法362条第4項第6号）

- ・当社取締役（代表取締役を含む、以下同じ）は、その職務の執行に当たっては、法令及び定款、コンプライアンス規程その他諸規程を整備し、これらを遵守するとともに、社会の倫理規範を遵守し、これを率先垂範して行う。

- ・当社においては、管理部長がコンプライアンスの推進責任者を務めるものとし、同人が当社のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

b 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

- ・取締役は、株主総会、取締役会の議事録と関連資料、その他取締役の職務執行に関する重要な文書を、それぞれの担当業務に従い、適切に保存・管理する。

- ・取締役会議長は、上記情報の保存・管理を監視・監督する責任者となる。

- ・管理部長は、上記責任者を補佐し、上記文書その他の情報の保存及び管理につき指導を行う。管理部内に上記情報管理の担当者を置く。

- ・上記文書は、文書取扱規程に基づき保管し、必要に応じて閲覧できる状態を維持する。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

- ・取締役会は、当社の企業活動の持続的発展を脅かすあらゆるリスクに対処するため、リスク管理体制を整備する。

- ・リスク管理については、取締役を含む各部門の責任者により構成される「経営会議」において情報の共有化や対策検討を行い、重大な損失発生の未然防止、再発防止、迅速な対応に資するとともに、事業環境の急激な変化に対応すべく機動的な運営を図るものとする。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

- ・事業活動に際し社内全体における意志統一を図るため、取締役会において短期、中期若しくは長期の経営計画を策定し、当該経営計画に基づき予算等を設定する。

- ・取締役会は、取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、職務権限規程その他の業務運営規程に基づき、業務執行を担当する取締役・執行役員及び従業員の職務権限を定め、業務の執行を行わせる。

- ・職務の執行のより一層の迅速化・効率化を図るため必要と認められる場合には、その内容が定款変更に関わる場合を除き、取締役会規程に基づく組織機構の変更を行うことができる。

e 従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第4号）

- ・当社は従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、従業員に対するコンプライアンス教育及び啓蒙活動を行い、それらの遵守を徹底する体制を構築する。

- ・従業員は、法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、これをコンプライアンス推進責任者に報告する。コンプライアンス推進責任者は、代表取締役社長と協議のうえ、必要と認める適切な措置を決定する。

- ・代表取締役社長は、内部監査部門を直轄する。内部監査部門は、代表取締役社長の指示に基づき、業務執行状況の内部監査を行う。

f 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号）

- ・監査役が業務を補助すべき従業員を置くことが必要と判断し、これを求めた場合、監査役付を置くことができる。当該監査役付は、当社業務を熟知し、計数的な知見を有する従業員とする。

- ・監査役付は、監査役の指示に従い、その職務を行う。

g 前号従業員の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第2号）
・前号の監査役付の独立性を確保するため、当該従業員の指揮命令権は、監査役に属する。

h 監査役を補助すべき従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第3号）
・監査役付に対する指示の実効性を確保するため、監査役は、当該従業員の人事異動、人事評価、懲戒処分等に對して同意権を有する。

i 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）

- ・業務執行を担当する取締役・執行役員及び従業員は、取締役会等の重要な会議において、隨時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- ・業務執行を担当する取締役は、(1)会社の信用を大きく低下させた、またはその虞のあるもの、(2)会社の業績に大きな悪影響を与えた、またはその虞のあるもの、(3)社内外に、環境、安全、衛生面で重大な被害を与えた、あるいはその虞のあるもの、(4)重大な法令・規則等の違反、あるいはその虞のあるもの、等につき、発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。

j 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第5号）

- ・内部通報制度を整備するとともに、正当な内部通報をした従業員等が、当該通報を理由として不利益な取り扱いを受けないようにする。

k 監査役の職務の執行について生ずる費用または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第6号）

- ・監査役の職務を通じて生ずる費用の前払または償還手続、その他職務の執行について生ずる費用または債務の処理は、監査役の職務に必要でないと認められる場合を除き、会社がこれを負担する。

l その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第7号）

- ・業務執行を担当する取締役・執行役員及び従業員は、監査役の監査の実施に際して、業務の状況を報告し、その職務に係る資料を開示する。
- ・監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、会計監査人、弁護士その他の専門家を活用することができる。

ニ. 内部監査及び監査役監査の状況

本書提出日現在においては、内部監査専任部署は設けておりませんが、内部監査は管理部を中心に実施しており、内部監査担当者は管理部1名、管理部の内部監査を行うシステム部1名の合計2名であります。内部監査担当者はリスク防止等の内部監査機能を担っており、業務全体にわたる内部監査を実施して、業務の改善に向けた具体的な助言、勧告を行っております。内部監査担当者は、監査役や会計監査人とも隨時情報交換を行い連携を密にすることで、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

監査役監査につきましては、監査役は監査役監査計画にて定められた内容に基づき監査を行い、監査役会において情報共有を図っております。

ホ. 会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

- ・業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 原 勝彦

指定有限責任社員 業務執行社員 吉澤 祥次

継続監査年数については、2名ともに7年以内であるため、記載を省略しております。

- ・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名、その他 7名

へ. 社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外取締役である米山恭右は、本書提出日現在当社株式を8,000株保有しております。これ以外には、米山恭右について当社ならびに当社の取締役・監査役とは一切の人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社の社外監査役である大西正義、小崎勇及び細川琢夫につきましては、当社ならびに当社の取締役・監査役とは一切のとの人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

② リスク管理体制の整備の状況

リスク管理については、取締役を含む各部門の責任者により構成される経営会議において情報の共有化や対策検討を行い、重大な損失発生の未然防止、再発防止、迅速な対応を図ることで、事業環境の急激な変化に対応しております。

また、コンプライアンス体制をより強化するため、顧問弁護士及び税理士法人等の外部専門家に適切な助言及び指導を受ける体制を整えております。

③ 役員報酬の内容

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	54,600	54,600	—	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外取締役	1,200	1,200	—	—	—	1
社外監査役	2,250	2,250	—	—	—	2

ロ. 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なものの該当事項はありません。

ニ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

各取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会にて決定しております。各監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議にて決定しております。

④ 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款で定めております。

⑤ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び取締役の選任については、累積投票によらない旨、定款で定めております。

⑥ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって、取締役及び監査役の会社法第423条第1項の賠償責任について、善意かつ重大な過失がない場合には、法令に定める限度額までに限定することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に發揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑦ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当該契約に基づく損害賠償契約の限度額は、法令が規定する額となります。

⑧ 剰余金の配当等に関する決定機関

当社は、会社法第459条第1項各号に定める剰余金の配当及び自己株式の取得等（以下、「剰余金の配当等」という。）について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨、定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元及び経営環境の変化に対して機動的な資本政策を行うことを目的とするものであります。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑩ 株式の保有状況

該当事項はありません。

⑪ 支配株主との取引を行う際における少数株主保護についての方策

当社の代表取締役である板倉広高は支配株主に該当しております。当社は、今後支配株主との取引は行わない方針であります。例外的に取引を行う場合には、一般的の取引条件と同様の適切な条件とし、取引理由及びその必要性、取引条件の決定方法の妥当性等について、社外取締役及び社外監査役も参画した取締役会において十分に審議した上で意思決定を行うこととし、少数株主の権利を保護するよう努めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
7,000	649	7,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、会計業務にかかる財務諸表、会計処理についての指導、助言等のアドバイザリー業務であります。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬は、監査計画・監査日数等を総合的に勘案し、監査役会の同意を得た上で決定しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）及び当事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（平成28年7月1日から平成28年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 貢務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等に迅速に対応できる体制を整備するため、各種団体等が開催するセミナーへの参加や監査法人との緊密な連携により情報収集を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	669,833	810,416
売掛金	245,879	148,944
前払費用	3,088	4,372
繰延税金資産	8,551	3,409
その他	6	3
貸倒引当金	△24	△14
流動資産合計	927,335	967,132
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	7,022	5,911
工具、器具及び備品（純額）	4,194	3,013
有形固定資産合計	※1 11,217	※1 8,924
投資その他の資産		
敷金	14,844	14,225
繰延税金資産	92	—
会員権	28,300	28,300
投資その他の資産合計	43,237	42,525
固定資産合計	54,454	51,449
資産合計	981,789	1,018,581
負債の部		
流動負債		
買掛金	4,150	4,437
未払金	150,704	154,928
未払費用	11,435	11,532
未払法人税等	93,681	4,775
未払消費税等	38,902	994
前受金	—	422
預り金	2,825	10,069
流動負債合計	301,698	187,161
負債合計	301,698	187,161
純資産の部		
株主資本		
資本金	42,000	42,000
利益剰余金		
利益準備金	8,736	8,736
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	629,355	780,684
利益剰余金合計	638,091	789,420
株主資本合計	680,091	831,420
純資産合計	680,091	831,420
負債純資産合計	981,789	1,018,581

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(平成28年9月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	838,457
売掛金	204,939
前払費用	5,610
繰延税金資産	4,966
その他	9,342
貸倒引当金	△4,317
流動資産合計	1,058,999

固定資産

有形固定資産	
建物（純額）	5,414
工具、器具及び備品（純額）	2,247
有形固定資産合計	7,662
無形固定資産	
ソフトウエア	783
のれん	60,139
顧客関連資産	59,940
その他	7,213
無形固定資産合計	128,077

投資その他の資産	
敷金	13,915
会員権	28,300
投資その他の資産合計	42,215
固定資産合計	177,955

資産合計

1,236,954

負債の部

流動負債

買掛金	3,406
未払金	160,801
未払費用	15,931
未払法人税等	63,605
未払消費税等	15,641
前受金	12,544
預り金	19,592
賞与引当金	697
流動負債合計	292,220

負債合計

292,220

純資産の部

株主資本

資本金	42,000
利益剰余金	
利益準備金	8,736
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	893,998
利益剰余金合計	902,734
株主資本合計	944,734
純資産合計	944,734

負債純資産合計

1,236,954

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	1,500,712	1,298,995
売上原価	93,253	79,977
売上総利益	<u>1,407,459</u>	<u>1,219,017</u>
販売費及び一般管理費	※1 997,869	※1 986,014
営業利益	<u>409,589</u>	<u>233,002</u>
営業外収益		
受取利息	95	142
営業補償金	813	—
為替差益	1	4
雑収入	146	35
営業外収益合計	<u>1,055</u>	<u>183</u>
営業外費用		
雑損失	15	—
営業外費用合計	<u>15</u>	<u>—</u>
経常利益	410,629	233,185
税引前当期純利益	410,629	233,185
法人税、住民税及び事業税	150,706	76,621
法人税等調整額	1,327	5,234
法人税等合計	152,034	81,856
当期純利益	<u>258,595</u>	<u>151,329</u>

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I 労務費		57,087	61.2	49,817	62.3
II 経費	※1	36,166	38.8	30,160	37.7
売上原価		93,253	100.0	79,977	100.0

(注) ※1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
外注費(千円)	36,091	30,115
減価償却費(千円)	74	44

【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間
(自 平成28年4月1日
至 平成28年9月30日)

売上高	787,091
売上原価	37,243
売上総利益	749,847
販売費及び一般管理費	※1 576,938
営業利益	172,908
営業外収益	
受取利息	3
為替差益	45
営業補償金	8,605
雑収入	165
営業外収益合計	8,820
営業外費用	
貸倒引当金繰入額	4,302
営業外費用合計	4,302
経常利益	177,426
税引前四半期純利益	177,426
法人税等	64,112
四半期純利益	113,314

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本				株主資本合計	純資産合計		
	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計				
		その他利益剰余金	繰越利益剰余金					
当期首残高	42,000	4,032	422,503	426,535	468,535	468,535		
当期変動額								
剩余金の配当		4,704	△51,744	△47,040	△47,040	△47,040		
当期純利益			258,595	258,595	258,595	258,595		
当期変動額合計	－	4,704	206,851	211,555	211,555	211,555		
当期末残高	42,000	8,736	629,355	638,091	680,091	680,091		

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本				株主資本合計	純資産合計		
	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計				
		その他利益剰余金	繰越利益剰余金					
当期首残高	42,000	8,736	629,355	638,091	680,091	680,091		
当期変動額								
剩余金の配当				－	－	－		
当期純利益			151,329	151,329	151,329	151,329		
当期変動額合計	－	－	151,329	151,329	151,329	151,329		
当期末残高	42,000	8,736	780,684	789,420	831,420	831,420		

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	410,629	233,185
減価償却費	4,196	3,834
敷金償却額	619	619
受取利息	△95	△142
売上債権の増減額（△は増加）	△70,402	96,935
仕入債務の増減額（△は減少）	△364	287
未払金の増減額（△は減少）	65,706	4,099
未払消費税等の増減額（△は減少）	26,773	△37,907
その他	△5,853	6,635
小計	431,210	307,547
利息及び配当金の受取額	95	142
法人税等の支払額	△142,717	△165,527
営業活動によるキャッシュ・フロー	288,588	142,162
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,374	△1,579
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,374	△1,579
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△47,040	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△47,040	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	239,173	140,583
現金及び現金同等物の期首残高	430,659	669,833
現金及び現金同等物の期末残高	※1 669,833	※1 810,416

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間
 (自 平成28年4月1日
 至 平成28年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー

税引前四半期純利益	177,426
貸倒引当金の増減額（△は減少）	4,302
減価償却費	7,370
敷金償却額	309
受取利息	△3
売上債権の増減額（△は増加）	△46,764
仕入債務の増減額（△は減少）	△1,806
未払金の増減額（△は減少）	2,826
未払消費税等の増減額（△は減少）	14,646
その他	8,819
小計	167,125
利息及び配当金の受取額	3
法人税等の支払額	△5,988
営業活動によるキャッシュ・フロー	161,141
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△297
合併に伴う支出	△132,803
投資活動によるキャッシュ・フロー	△133,100
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	28,040
現金及び現金同等物の期首残高	810,416
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 838,457

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法 ただし、建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりあります。

建物 8～10年

工具、器具及び備品 3～10年

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

3. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法 ただし、建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりあります。

建物 8～10年

工具、器具及び備品 3～10年

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

3. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	25,411千円	9,723千円
計	25,411	9,723

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度81%、当事業年度75%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度19%、当事業年度25%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
広告宣伝費	807,551千円	736,117千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	1,600,000	—	—	1,600,000
合計	1,600,000	—	—	1,600,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	—	—

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月26日定時株主総会	普通株式	47,040	35	平成26年3月31日	平成26年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度以降となるもの
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	1,600,000	—	—	1,600,000
合計	1,600,000	—	—	1,600,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	—	—

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金及び預金勘定	669,833千円	810,416千円
現金及び現金同等物	669,833	810,416

(金融商品関係)

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用に関しては短期的な預金に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

会員権は、会員権相場の変動リスク及び運営法人の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、概ね2か月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権につきましては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、取引先の状況を定期的にモニタリングすることによりリスク低減を図っております。

会員権につきましては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	669,833	669,833	—
(2) 売掛金	245,879	245,879	—
(3) 会員権	28,300	26,500	△1,800
資産計	944,013	942,213	△1,800
(1) 未払金	150,704	150,704	—
(2) 未払法人税等	93,681	93,681	—
負債計	244,385	244,385	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 会員権

ゴルフ会員権の時価は、期末会員権相場によっております。

負債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	669,781	—	—	—
売掛金	245,879	—	—	—
合計	915,661	—	—	—

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用に関しては短期的な預金に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

会員権は、会員権相場の変動リスク及び運営法人の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、概ね2か月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権につきましては、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、取引先の状況を定期的にモニタリングすることによりリスク低減を図っております。

会員権につきましては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	810,416	810,416	—
(2) 売掛金	148,944	148,944	—
(3) 会員権	28,300	24,500	△3,800
資産計	987,661	983,861	△3,800
(1) 未払金	154,928	154,928	—
負債計	154,928	154,928	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 会員権

ゴルフ会員権の時価は、期末会員権相場によっております。

負債

(1) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	810,331	—	—	—
売掛金	148,944	—	—	—
合計	959,275	—	—	—

(有価証券関係)

前事業年度（平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成28年3月31日）

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成28年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 17名	当社取締役 1名 当社従業員 15名	当社従業員 19名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 29,000株	普通株式 15,400株	普通株式 26,500株
付与日	平成19年7月17日	平成20年6月13日	平成27年3月31日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）が当社の取締役、監査役または従業員である場合、権利行使時においてもその地位にあることを要す。	新株予約権者が当社の取締役、監査役または従業員である場合、権利行使時においてもその地位にあることを要す。	新株予約権者が権利行使時ににおいても当社、当社親会社及び当子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要す。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成21年6月26日 至 平成29年6月25日	自 平成22年5月29日 至 平成30年5月28日	自 平成29年3月31日 至 平成37年3月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成20年6月17日付株式分割（1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成27年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	29,000	15,400	—
付与	—	—	26,500
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	29,000	15,400	26,500
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

(注) 平成20年6月17日付株式分割（1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	228	228	207
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

(注) 平成20年6月17日付株式分割（1株につき100株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの公正な評価単位の見積方法は、付与日時点において未公開企業であるため、単位当たりの本源的価値の見積りにより算定しております。また、本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、第1回及び第2回新株予約権についてはDCF法（ディスカウンテッド・キャッシュフロー法）、第3回新株予約権については修正純資産法により算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計額 一千円

②当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額一千円

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 17名	当社取締役 1名 当社従業員 15名	当社従業員 19名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 29,000株	普通株式 15,400株	普通株式 26,500株
付与日	平成19年7月17日	平成20年6月13日	平成27年3月31日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）が当社の取締役、監査役または従業員である場合、権利行使時においてもその地位にあることを要す。	新株予約権者が当社の取締役、監査役または従業員である場合、権利行使時においてもその地位にあることを要す。	新株予約権者が権利行使時ににおいても当社、当社親会社及び当子会社の取締役又は従業員の地位にあることを要す。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成21年6月26日 至 平成29年6月25日	自 平成22年5月29日 至 平成30年5月28日	自 平成29年3月31日 至 平成37年3月30日

	第4回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人 数	当社従業員 6名
株式の種類別のストッ ク・オプションの数 (注)	普通株式 1,500株
付与日	平成28年3月16日
権利確定条件	新株予約権者が当社の取締 役、監査役または従業員で ある場合、権利行使時にお いてもその地位にあること を要す。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり ません。
権利行使期間	自 平成30年3月16日 至 平成37年3月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成20年6月17日付株式分割（1株につき100株の割合）による分
割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成28年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプ
ションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前事業年度末	29,000	15,400	26,500	—
付与	—	—	—	1,500
失効	29,000	15,400	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	26,500	1,500
権利確定後 (株)				
前事業年度末	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—

(注) 平成20年6月17日付株式分割（1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	—	—	207	207
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、付与日時点において未公開企業であるため、単位当たりの本源的価値の見積りにより算定しております。また、本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、修正純資産法により算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

①当事業年度末における本源的価値の合計額 一千円

②当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

前事業年度（平成27年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産（流動）	
未払事業税	8,166千円
フリーレント	385
繰延税金資産（流動）合計	<u>8,551</u>
繰延税金資産（固定）	
減損損失	92
資産除去債務	474
繰延税金資産（固定）小計	<u>567</u>
評価性引当金	<u>△474</u>
繰延税金資産（固定）合計	<u>92</u>
繰延税金資産純額	<u>8,644</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に国会で成立し、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引け下げ等行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の37.1%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については35.4%になります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

当事業年度（平成28年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産（流動）	
未払事業税	413千円
未払金	2,995
繰延税金資産（流動）合計	<u>3,409</u>
繰延税金資産（固定）	
資産除去債務	678
繰延税金資産（固定）小計	<u>678</u>
評価性引当金	<u>△678</u>
繰延税金資産（固定）合計	<u>—</u>
繰延税金資産純額	<u>3,409</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引け下げ等行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の35.4%から、平成28年4月1日以後に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については34.8%に、平成30年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については34.6%になります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(持分法損益等)

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当社は、集客代行事業の単一のセグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当社は、集客代行事業の単一のセグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	集客代行事業	合計
外部顧客への売上高	1,500,712	1,500,712

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
株式会社リクルートキャリア	340,841	集客代行事業
株式会社インテリジェンス	293,385	集客代行事業
株式会社リクルートホールディングス	208,152	集客代行事業

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	集客代行事業	合計
外部顧客への売上高	1,298,995	1,298,995

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
株式会社リクルートホールディングス	215,136	集客代行事業
株式会社リクルートキャリア	169,362	集客代行事業
S B ヒューマンキャピタル株式会社	139,226	集客代行事業
株式会社インテリジェンス	135,990	集客代行事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

関連当事者との取引

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

関連当事者との取引

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1 株当たり純資産額	425.06円	519.64円
1 株当たり当期純利益金額	161.62円	94.58円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益金額（千円）	258,595	151,329
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	258,595	151,329
期中平均株式数（株）	1,600,000	1,600,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 3 種類（新株予約権の数709個）。なお、新株予約権の概要是「第4 提出会社の状況 1 株式の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権 2 種類（新株予約権の数280個）。なお、新株予約権の概要是「第4 提出会社の状況 1 株式の状況（2）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(取得による企業結合)

当社は、平成28年5月6日開催の取締役会において、当社を吸収合併存続会社、Fashion HR株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うこと前提として、Fashion HR株式会社の全株式を取得し、子会社化することを決議し、平成28年5月10日付で株式譲渡契約を締結いたしました。その後、平成28年5月13日開催の取締役会において、当社を存続会社、当社の子会社であるFashion HR株式会社を消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付で吸収合併契約を締結し、平成28年6月30日付で吸収合併いたしました。これらの株式譲渡及び吸収合併は一括の取引として会計処理しております。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 Fashion HR株式会社

事業の内容 ファッション業界専門の転職情報サイトの運営

(2) 企業結合を行った主な理由

対象会社は、ファッション業界専門の転職情報サイト「Fashion HR」の運営をしております。同サイトは一般的な総合転職情報サイトとは違い、ファッション業界に特化していることに加え、コンテンツマーケティングを中心に優良なユーザーを多く獲得していることを強みとし、早期から黒字の実績を出しております。新卒領域への進出、マーケティングの強化等により今後の成長・拡大が見込めること、当社の人材系サービスとの相乗効果が期待できることから、同社を取得することにより両社の成長の加速が期待できると考えたためであります。

(3) 企業結合日

平成28年6月30日

(4) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、Fashion HR株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

(5) 結合後企業の名称

株式会社キャリアインデックス

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

対価の種類が現金であるため、当該現金を引き渡した当社を取得企業と決定いたしました。

2. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	150,000千円
取得原価		150,000千円

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等	12,181千円
------------	----------

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額

63,305千円

(2) 発生原因

今後の事業展開により期待される超過収益力であります。

(3) 債却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	28,401千円
固定資産	69,911千円
資産合計	98,312千円
流動負債	11,617千円
負債合計	11,617千円

6. のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに主要な種類別の償却期間

顧客関連資産	61,667千円	9年
--------	----------	----

その他無形固定資産	8,244千円	2年
-----------	---------	----

無形固定資産合計	69,911千円
----------	----------

【注記事項】

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を第1四半期会計期間から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第2四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を第1四半期会計期間から適用しております。

(四半期貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当第2四半期累計期間
(自 平成28年4月1日
至 平成28年9月30日)

賞与引当金繰入額	232千円
広告宣伝費	415,310

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

当第2四半期累計期間
(自 平成28年4月1日
至 平成28年9月30日)

現金及び預金勘定	838,457千円
現金及び現金同等物	838,457

(株主資本等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、集客代行事業の単一のセグメントであるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	70.82円
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額（千円）	113,314
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る四半期純利益金額（千円）	113,314
普通株式の期中平均株式数（株）	1,600,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかつた潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があつたものの概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	9,972	—	—	9,972	4,061	1,110	5,911
工具、器具及び備品	26,655	1,704	19,685	8,674	5,661	2,724	3,013
有形固定資産計	36,628	1,704	19,685	18,647	9,723	3,834	8,924

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりです。

工具、器具及び備品	業務用 P C	1,579千円
工具、器具及び備品	作業用机	125千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりです。

工具、器具及び備品	業務用サーバ	17,990千円
工具、器具及び備品	業務用 P C	1,567千円
工具、器具及び備品	業務用ホワイトボード	127千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	24	—	—	—	9

(注) 貸倒引当金の「当期減少額（その他）」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当該事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	85
預金	
普通預金	810,331
小計	810,331
合計	810,416

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社キャリアデザインセンター	24,027
株式会社リクルートキャリア	20,867
株式会社リクルートホールディングス	18,645
株式会社マイナビ	15,634
S B ヒューマンキャピタル株式会社	15,104
その他	54,664
合計	148,944

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$ 50
245,879	1,437,310	1,534,246	148,944	91.2	

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額(千円)
ギークス株式会社	2,920
Amazon Web Services Inc.	651
株式会社ネクスウェイ	407
株式会社クラウドワークス	233
サイバートラスト株式会社	97
その他	128
合計	4,437

ロ. 未払金

相手先	金額(千円)
株式会社アイレップ	89,591
株式会社セプテニ	20,889
株式会社インテリジェンス	9,691
I n d e e d K. K.	5,333
C a r e e r j e t L t d	4,915
その他	24,507
合計	154,928

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	<p>取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社</p> <p>取次所 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店</p> <p>名義書換手数料 無料</p> <p>新券交付手数料 —</p>
単元未満株式の買取り	<p>取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社</p> <p>取次所 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店（注）1</p> <p>買取手数料 無料</p>
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。 https://careerinindex.co.jp/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすること ができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

(注) 2 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じ募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権	新株予約権	新株予約権
発行年月日	平成27年3月31日	平成28年3月16日	平成28年6月30日
種類	第3回新株予約権 (ストックオプション)	第4回新株予約権 (ストックオプション)	第5回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 26,500株	普通株式 1,500株	普通株式 500株
発行価格	207円(注)3	207円(注)3	1,861円(注)3
資本組入額	104円	104円	931円
発行価額の総額	5,485,500円	310,500円	930,500円
資本組入額の総額	2,756,000円	156,000円	465,500円
発行方法	平成27年3月30日開催の臨時株主総会(平成27年3月30日開催の取締役会)において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成28年3月15日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	平成28年6月27日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注)2	(注)2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消の措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、平成28年3月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた当社の役員又は従業員との間で、割当てを受けた新株予約権を原則として新株予約権の取得日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで継続的に所有する旨の確約を行っております。
3. 株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、第3回及び第4回新株予約権については修正純資産法、第5回新株予約権についてはDCF法(ディスカウンテッド・キャッシュフロー法)、修正純資産法及び類似会社法により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	1株につき207円	1株につき207円	1株につき1,861円
行使期間	平成29年3月31日から平成37年3月30日まで	平成30年3月16日から平成37年3月30日まで	平成30年6月30日から平成38年6月26日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載しております。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載しております。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

2 【取得者の概況】

平成27年3月30日開催の臨時株主総会（平成27年3月30日取締役会）に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
青梨 和幸	神奈川県横浜市都筑区	会社員	6,000	1,242,000 (207)	当社の従業員
熊谷 友幸	東京都中央区	会社員	3,000	621,000 (207)	当社の従業員
齋藤 武人	神奈川県鎌倉市	会社員	3,000	621,000 (207)	当社の従業員
林 紗子	東京都三鷹市	会社員	1,800	372,600 (207)	当社の従業員
鳩田 岳人	東京都品川区	会社員	1,700	351,900 (207)	当社の従業員
武智 恵	神奈川県横浜市都筑区	会社員	1,500	310,500 (207)	当社の従業員
辻口 和也	千葉県松戸市	会社員	1,500	310,500 (207)	当社の従業員
向山 正純	東京都町田市	会社員	1,500	310,500 (207)	当社の従業員
曾根 康司	東京都目黒区	会社員	1,500	310,500 (207)	当社の従業員
山本 哲	神奈川県藤沢市	会社員	800	165,600 (207)	当社の従業員
朝野 亜也子	千葉県柏市	会社員	700	144,900 (207)	当社の従業員
森 航介	東京都世田谷区	会社員	400	82,800 (207)	当社の従業員
鈴木 みなみ	東京都世田谷区	会社員	300	62,100 (207)	当社の従業員
太田 朗	神奈川県川崎市中原区	会社員	300	62,100 (207)	当社の従業員
荒木 奈津美	神奈川県川崎市中原区	会社員	100	20,700 (207)	当社の従業員
岡田 真理	神奈川県川崎市幸区	会社員	100	20,700 (207)	当社の従業員
島宗 満里奈	東京都吉祥寺市	会社員	100	20,700 (207)	当社の従業員

(注) 退職等の理由により権利を喪失したものにつきましては、記載しておりません。

平成28年3月15日開催の取締役会に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
星 幸宏	東京都杉並区	会社員	1,000	207,000 (207)	当社の従業員
岡村 健太	神奈川県川崎市高津区	会社員	100	20,700 (207)	当社の従業員
石田 達仁	東京都練馬区	会社員	100	20,700 (207)	当社の従業員
横屋 賢	東京都杉並区	会社員	100	20,700 (207)	当社の従業員
菊池 飛雄馬	千葉県船橋市	会社員	100	20,700 (207)	当社の従業員
高橋 元紀	東京都中野区	会社員	100	20,700 (207)	当社の従業員

平成28年6月27日開催の取締役会に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
眞栄田 弘晴	東京都足立区	会社員	100	186,100 (1,861)	当社の従業員
松浦 宏夢	埼玉県越谷市	会社員	100	186,100 (1,861)	当社の従業員
恵島 さくら	東京都世田谷区	会社員	100	186,100 (1,861)	当社の従業員
石川 未央	東京都練馬区	会社員	100	186,100 (1,861)	当社の従業員
鈴木 将義	東京都豊島区	会社員	100	186,100 (1,861)	当社の従業員

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
板倉 広高 (注) 1. 2.	東京都世田谷区	1,316,000	80.81
齊藤 慶介 (注) 2. 3.	神奈川県鎌倉市	256,000	15.72
熊谷 友幸 (注) 2. 4.	東京都中央区	13,000 (3,000)	0.80 (0.18)
齋藤 武人 (注) 2. 4.	神奈川県鎌倉市	13,000 (3,000)	0.80 (0.18)
米山 恭右 (注) 2. 3.	東京都港区	8,000	0.49
青梨 和幸 (注) 3.	神奈川県横浜市都筑区	6,000 (6,000)	0.37 (0.37)
林 紗子 (注) 4.	東京都三鷹市	1,800 (1,800)	0.11 (0.11)
鳩田 岳人 (注) 4.	東京都品川区	1,700 (1,700)	0.10 (0.10)
武智 恵 (注) 4.	神奈川県横浜市都筑区	1,500 (1,500)	0.09 (0.09)
辻口 和也 (注) 4.	千葉県松戸市	1,500 (1,500)	0.09 (0.09)
向山 正純 (注) 4.	東京都町田市	1,500 (1,500)	0.09 (0.09)
曾根 康司 (注) 4.	東京都目黒区	1,500 (1,500)	0.09 (0.09)
星 幸宏 (注) 4.	東京都杉並区	1,000 (1,000)	0.06 (0.06)
山本 哲 (注) 4.	神奈川県藤沢市	800 (800)	0.05 (0.05)
朝野 亜也子 (注) 4.	千葉県柏市	700 (700)	0.04 (0.04)
森 航介 (注) 4.	東京都世田谷区	400 (400)	0.02 (0.02)
鈴木 みなみ (注) 4.	東京都世田谷区	300 (300)	0.02 (0.02)
太田 朗 (注) 4.	神奈川県川崎市中原区	300 (300)	0.02 (0.02)
荒木 奈津美 (注) 4.	神奈川県川崎市中原区	100 (100)	0.01 (0.01)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
岡田 真理 (注) 4.	神奈川県川崎市幸区	100 (100)	0.01 (0.01)
島宗 満里奈 (注) 4.	東京都吉祥寺市	100 (100)	0.01 (0.01)
岡村 健太 (注) 4.	神奈川県川崎市高津区	100 (100)	0.01 (0.01)
石田 達仁 (注) 4.	東京都練馬区	100 (100)	0.01 (0.01)
横屋 賢 (注) 4.	東京都杉並区	100 (100)	0.01 (0.01)
菊池 飛雄馬 (注) 4.	千葉県船橋市	100 (100)	0.01 (0.01)
高橋 元紀 (注) 4.	東京都中野区	100 (100)	0.01 (0.01)
眞栄田 弘晴 (注) 4.	東京都足立区	100 (100)	0.01 (0.01)
松浦 宏夢 (注) 4.	埼玉県越谷市	100 (100)	0.01 (0.01)
惠島 さくら (注) 4.	東京都世田谷区	100 (100)	0.01 (0.01)
石川 未央 (注) 4.	東京都練馬区	100 (100)	0.01 (0.01)
鈴木 将義 (注) 4.	東京都豊島区	100 (100)	0.01 (0.01)
計	—	1,628,500 (28,500)	100.00 (1.75)

- (注) 1. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）
 2. 特別利害関係者等（大株主上位10名）
 3. 特別利害関係者等（当社の取締役）
 4. 当社の従業員
 5. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
 6. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年10月31日

株式会社 キャリアインデックス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原 勝彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉澤 祥次
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キャリアインデックスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キャリアインデックスの平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年10月31日

株式会社 キャリアインデックス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原 勝彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉澤 祥次
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キャリアインデックスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キャリアインデックスの平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年6月30日にFashion HR株式会社を吸収合併している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年10月31日

株式会社 キャリアインデックス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原 勝彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉澤 祥次
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社キャリアインデックスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第12期事業年度の第2四半期会計期間（平成28年7月1日から平成28年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社キャリアインデックスの平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

